

2 長崎市の農業



水産農林部
令和5年6月

目 次

第1章 農 業

| | |
|-------------------|-----------------|
| 第1 農業の現状 | …………… 2-1 |
| 第2 農家の現状 | …………… 2-2～2-7 |
| 1 農家数 | …… 2-2 |
| 2 主副業別販売農家数 | …… 2-3 |
| 3 経営耕地面積規模別経営体数 | …… 2-4 |
| 4 販売金額規模別農業経営体数 | …… 2-5 |
| 5 農業就業人口 | …… 2-6 |
| 6 経営耕地面積と遊休農地 | …… 2-7 |
| 第3 農産物販売金額 | …………… 2-8 |
| 第4 作物別の現状 | …………… 2-9～2-13 |
| 1 果樹 | …… 2-9 |
| 2 普通作物 | …… 2-10 |
| 3 野菜 | …… 2-11 |
| 4 花き・花木 | …… 2-12 |
| 5 畜産 | …… 2-13 |
| 第5 その他 | …………… 2-14～2-26 |
| 1 認定農業者 | …… 2-14 |
| 2 認定新規就農者 | …… 2-15 |
| 3 市民農園 | …… 2-15 |
| 4 長崎市農業センター | …… 2-16～17 |
| 5 (一財)長崎市地産地消振興公社 | …… 2-18～19 |
| 6 有害鳥獣対策 | …… 2-20～26 |

目 次

第2章 長崎市の主な農業振興制度

| | |
|--------------------|-----------------|
| 1 人・農地プラン | …………… 2-27～2-28 |
| 2 農業振興地域制度 | …………… 2-30 |
| 3 中山間地域等直接支払制度 | …………… 2-31 |
| 4 多面的機能支払交付金 | …………… 2-32 |
| 5 認定農業者制度 | …………… 2-33 |
| 6 新規就農者育成総合対策事業 | …………… 2-34 |
| 7 農業次世代人材投資資金交付金事業 | …… 2-35 |
| 8 中高年新規就農者給付金事業 | …………… 2-36 |
| 9 担い手農家支援特別対策事業 | …………… 2-37 |
| 10 農業新規参入促進事業 | …………… 2-38 |
| 11 有害鳥獣対策事業 | …………… 2-39～2-44 |
| 12 農業ヘルパー制度 | …………… 2-45 |
| 13 農業振興会制度 | …………… 2-46 |
| 14 経営所得安定対策 | …………… 2-47 |
| 15 農業金融制度 | …………… 2-48 |
| 16 グリーンツーリズム推進事業 | …………… 2-49 |
| 17 農地中間管理事業 | …………… 2-50 |
| 18 環境保全型農業直接支払交付金 | …………… 2-51 |
| ○ 参考資料 所管施設一覧 | …………… 2-52～2-56 |

第1章 農 業

第1 農業の現状

長崎市の農業は、経営規模が零細で耕地は分散し、その大半は急傾斜の山腹に階段状に展開している。

営農類型は、単一経営（施設野菜、果樹類、肉用牛など）と準単一複合経営（施設花き＋その他、施設野菜＋その他など）並びに複合経営（各種品目）に大別される。

生産量日本一を誇るびわは「茂木びわ」・「長崎びわ」として全国的にも知られており、現在、従来品種に代わる露地びわの優良品種「なつたより」について、積極的にブランド力の向上に努めている。

野菜類では、施設園芸の主要品目である「いちご」が、日吉地区、東長崎地区、琴海地区等で栽培され、農業関係者による優良品種の検討と産地への普及が行われている。現在は、収量性が高い品種である「ゆめのか」が県内で推進され、長崎県・JAによる消費宣伝活動も活発に行われており、新規就農者が多い品目である。

また、琴海地区や東長崎地区では、「アスパラガス」の施設栽培が行われている。

このほか、長崎赤かぶ・長崎白菜・紅大根等の「ながさき伝統野菜」は、西山地区を中心に産地の育成と消費拡大などに向けた取組みを行っている。

さらに、花き類は、施設園芸による輪ギクやトルコギキョウ等の切花栽培が中心である。

特に、輪ギクにおいては、生産者の組織化が進み、栽培技術も優れており、県内外の市場において高い評価を得ている。

畜産関係では、三重地区を中心に肉用牛が肥育されており、その中でもJA長崎せいひ長崎地区肥育牛部会で生産された「長崎和牛・出島ばらいろ」を地域ブランドに位置づけ、知名度の向上、消費拡大及び高付加価値販売などの取組みを進めている。

第2 農家の現状

1 農家数

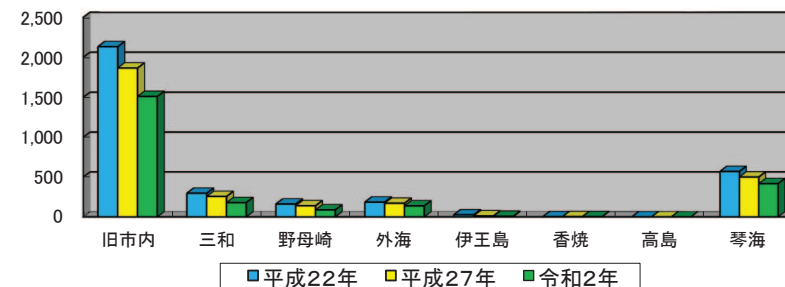
令和2年の総農家数は、2,343戸で、10年前の平成22年と比べると約30.6%減少している。

【表-1】 地区別農家数の推移 (単位：農家数・%)

| 地 区 名 | 平成22年 | 平成27年 | 令和2年 | 10年前対比 | 5年前対比 | |
|--------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|
| 旧市 | 古 賀 | 238 | 206 | 175 | 73.5 | 85.0 |
| | 戸 石 | 150 | 125 | 94 | 62.7 | 75.2 |
| | 矢 上 | 227 | 203 | 154 | 67.8 | 75.9 |
| | 日 見 | 111 | 95 | 72 | 64.9 | 75.8 |
| | 茂 木 | 670 | 584 | 497 | 74.2 | 85.1 |
| | 旧 市 | 376 | 332 | 267 | 71.0 | 80.4 |
| | 福 田 | 140 | 121 | 102 | 72.9 | 84.3 |
| | 式 見 | 81 | 80 | 72 | 88.9 | 90.0 |
| | 三 重 | 116 | 97 | 66 | 56.9 | 68.0 |
| | 深 堀 | 23 | 22 | 11 | 47.8 | 50.0 |
| 横 尾 | 1 | 1 | 1 | 100.0 | 100.0 | |
| 旧長崎市小計 | 2,133 | 1,866 | 1,511 | 70.8 | 81.0 | |
| 旧町 | 三 和 | 297 | 256 | 179 | 60.3 | 70.0 |
| | 野母崎 | 161 | 139 | 88 | 54.7 | 63.3 |
| | 外 海 | 185 | 171 | 138 | 74.6 | 80.7 |
| | 伊王島 | 26 | 12 | 7 | 26.9 | 58.3 |
| | 香 焼 | 2 | 3 | 3 | 150.0 | 100.0 |
| | 高 島 | ... | ... | ... | ... | ... |
| 琴 海 | 570 | 500 | 417 | 73.2 | 83.4 | |
| 旧7町小計 | 1,241 | 1,081 | 832 | 67.0 | 77.0 | |
| 合 計 | 3,374 | 2,947 | 2,343 | 69.4 | 79.5 | |

資料：農林業センサス

【図-1】 年別地区別農家数



- ※1 農家：経営耕地(※2)面積が10a以上又は、10a未満で農産物販売金額が15万円以上の世帯
 ※2 経営耕地：自家で所有し耕作している耕地と借りて耕作している農地の合計
 経営耕地＝所有耕地－貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地

2 主副業別販売農家数

販売農家（※1）における主副業別の推移をみると、副業的農家はやや横ばい傾向であるが、主業農家及び準主業農家の減少が進んでいる。

【表-2】主副業別販売農家数の推移

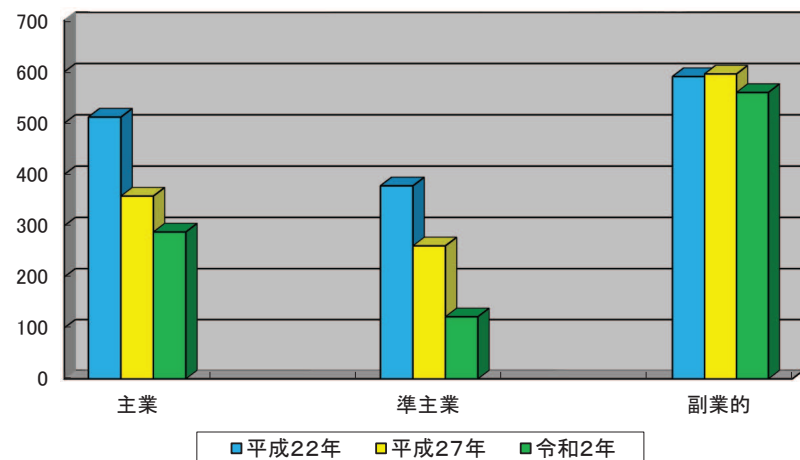
（単位：販売農家数・％）

| 区 分 | 平成22年 | 平成27年 | 令和2年 | 10年前対比 | 5年前対比 |
|----------|-------|-------|------|--------|-------|
| ※2 主業農家 | 512 | 358 | 288 | 56.3 | 80.4 |
| ※3 準主業農家 | 378 | 261 | 122 | 32.3 | 46.7 |
| ※4 副業的農家 | 591 | 596 | 560 | 94.8 | 94.0 |
| 合 計 | 1,481 | 1,215 | 970 | 65.5 | 79.8 |

資料：農林業センサス

- ※1 販売農家：経営耕地面積が30a以上又は、30a未満で農産物販売金額が50万円以上の農家
- ※2 農業収入 > 農外収入 かつ65歳未満の農業従事60日以上のある農家
- ※3 農業収入 < 農外収入 かつ65歳未満の農業従事60日以上のある農家
- ※4 65歳未満の農業従事60日以上のない農家

【図-2】年別主副業別販売農家数



3 経営耕地面積規模別経営体数

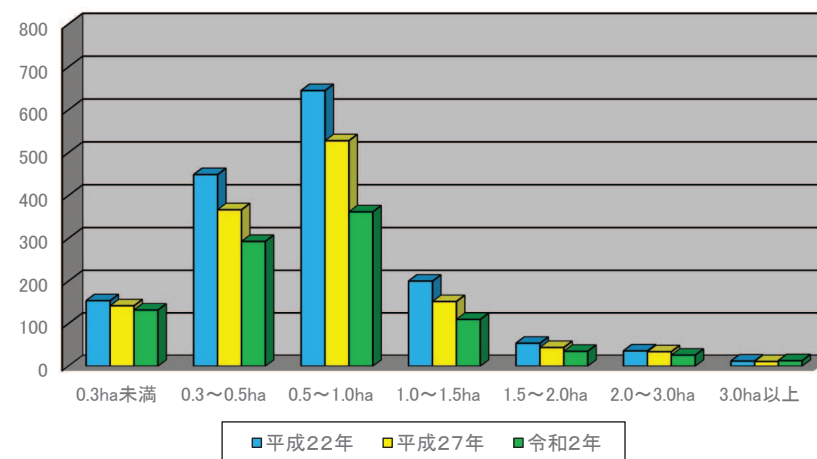
令和2年の農業経営体（※）について、経営耕地面積規模別にみると、0.5ha～1.0haの農業経営体が最も多く、全体の36.7%となっている。

【表-3】経営耕地面積規模別経営体数の推移（単位：経営体）

| | 合 計 | 経営耕地なし | 0.3ha未満 | 0.3～0.5ha | 0.5～1.0ha | 1.0～1.5ha | 1.5～2.0ha | 2.0～3.0ha | 3.0ha以上 |
|-------|-------|--------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|
| 平成22年 | 1,569 | 16 | 154 | 449 | 645 | 200 | 54 | 36 | 12 |
| 平成27年 | 1,295 | 17 | 142 | 367 | 528 | 152 | 44 | 34 | 11 |
| 令和2年 | 986 | 15 | 132 | 293 | 362 | 110 | 35 | 26 | 13 |

資料：農林業センサス

【図-3】年別経営耕地面積規模別経営体数



- ※農業経営体：経営耕地面積が30a以上あるいは次の規模以上又は農作業の受託の事業を行う者
- ・露地野菜作付面積15a ・施設野菜栽培面積350㎡ ・果樹栽培面積10a ・露地花き栽培面積10a
 - ・施設花き栽培面積250㎡ ・搾乳牛飼養頭数1頭 ・肥育牛飼養頭数1頭 ・豚飼養頭数15頭
 - ・ブロイラー年間出荷羽数 1,000羽 ・採卵鶏飼養羽数150羽
 - ・年間農業生産物の総販売額50万円に相当する規模

4 販売金額規模別農業経営体数

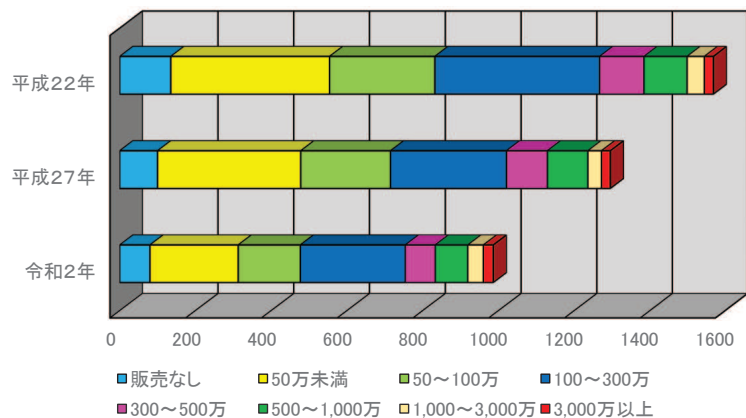
令和2年の農業経営体について、農産物販売金額規模別にみると、50万円未満の農業経営体が全体の84.5%を占めている。

【表-4】 販売金額規模別農業経営体数 (単位：円、経営体)

| 年度 | 合計 | 販売なし | 50万未満 | 50万～100万 | 100万～300万 | 300万～500万 | 500万～1,000万 | 1,000万～3,000万 | 3,000万以上 |
|-------|-------|------|-------|----------|-----------|-----------|-------------|---------------|----------|
| 平成22年 | 1,569 | 135 | 419 | 278 | 435 | 117 | 115 | 46 | 24 |
| 平成27年 | 1,295 | 100 | 378 | 237 | 306 | 108 | 107 | 36 | 23 |
| 令和2年 | 986 | 80 | 233 | 164 | 277 | 79 | 86 | 41 | 26 |

資料：農林業センサス

【図-4販売金額規模別農業経営体割合】



5 農業就業人口（農業従事者のうち主として農業に従事）

令和2年の販売農家の農業就業人口は、1,783人で、10年前の平成22年に比べると760人減少し（70.1%）、15歳～29歳では22人減少している（33.3%）。

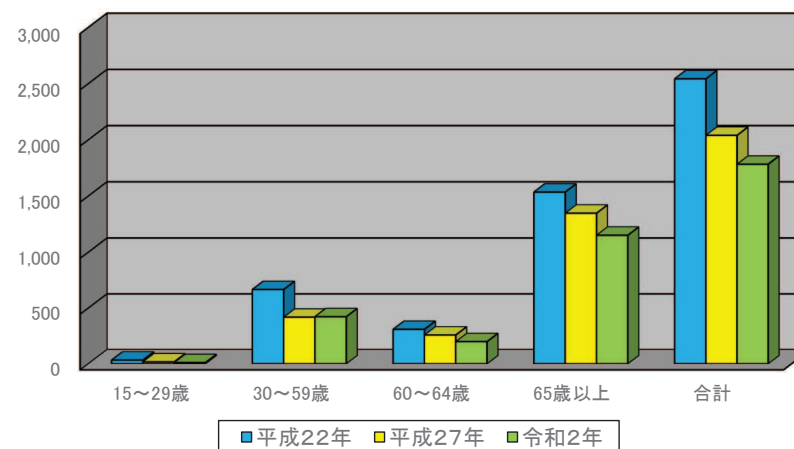
また、令和2年の女性の農業就業人口は765人で全体の42.9%を占めている。年齢層別にみると、65歳以上が全体の64.6%を占めている。

【表-5】 男女別農業就業人口 (単位：人)

| 区分 | | 15～29歳 | 30～59歳 | 60～64歳 | 65歳以上 | 計 | |
|-------|-----|--------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 平成22年 | 長崎市 | 男 | 27 | 376 | 147 | 808 | 1,358 |
| | | 女 | 6 | 290 | 162 | 727 | 1,185 |
| | | 計 | 33 | 666 | 309 | 1,535 | 2,543 |
| 平成27年 | 長崎市 | 男 | 15 | 241 | 129 | 703 | 1,088 |
| | | 女 | 2 | 177 | 129 | 644 | 952 |
| | | 計 | 17 | 418 | 258 | 1,347 | 2,040 |
| 令和2年 | 長崎市 | 男 | 10 | 266 | 115 | 627 | 1,018 |
| | | 女 | 1 | 156 | 84 | 524 | 765 |
| | | 計 | 11 | 422 | 199 | 1,151 | 1,783 |

資料：農林業センサス

【図-5】年別年齢層別農業就業人口



6 経営耕地面積と遊休農地

令和2年の総農家における経営耕地面積は869haで、5年間(平成27年対比)で256ha(22.7%)、10年間(平成22年対比)で500ha(36.5%)減少している。

令和2年の経営耕地面積のうち、644ha(74.1%)を販売農家が占めているが、自給的農家が占める割合は、10年間の推移をみると、平成22年(10年前)22.3%、平成27年(5年前)24.4%、令和2年は25.9%と増加傾向にある。

農業委員会が実施した令和4年度農地利用状況調査では、長崎市全体の遊休農地は343.7ha(うち農振農用地区域内138.1ha)である。

【表-6】 経営耕地面積 (単位: ha)

| 平成22年 | | | 平成27年 | | | 令和2年 | | |
|-------|-------|-------|-------|------|-------|------|------|-------|
| 計 | 販売農家 | 自給的農家 | 計 | 販売農家 | 自給的農家 | 計 | 販売農家 | 自給的農家 |
| 1,369 | 1,063 | 306 | 1,125 | 850 | 275 | 869 | 644 | 225 |

資料: 農林業センサス

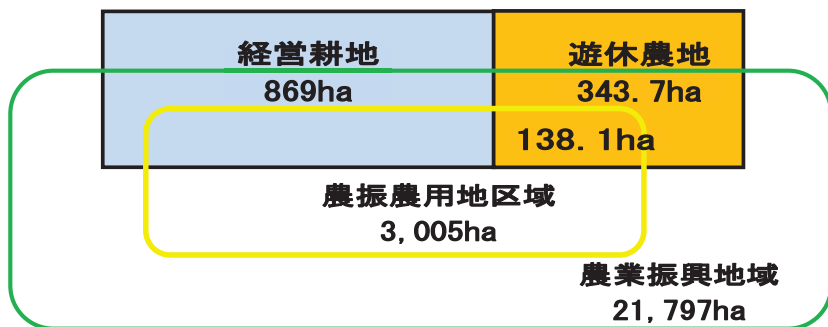
【表-7】 農業委員会による遊休農地全体調査集計表 (単位: ha)

| ① 遊休農地 | | ② 山林化した農地 | | ③合計(①+②) | |
|--------|--------|-----------|--------|----------|--------|
| 合計 | 内農用地区域 | 合計 | 内農用地区域 | 合計 | 内農用地区域 |
| 343.7 | 138.1 | 2,610.1 | 648.5 | 2,953.8 | 786.6 |

※①・・・人力・農業用機械で草刈り等を行うことにより直ちに耕作可能農地
 ②・・・森林・原野化しており、農地に復元しても利用不可能な農地

【表-8】 農業委員会による遊休農地率

| ④管内農地(農地利用状況調査より) | 遊休農地率 ①/④ 【活用すべき遊休農地】 | 遊休農地全体調査による遊休農地率 ③/④ |
|-------------------|-----------------------------|-------------------------|
| 5,401.0ha | 6.4% | 54.7% |



第3 農産物販売金額

農産物販売金額について、【表-9】農産物販売金額(JA・市場・直売所等)の推移のとおり、表中調査先より入手した長崎市内分の抽出データを基に示している。

令和4年度は、農産物販売金額51.6億円となっており、前年度と比較して102.5%となった。

【表-9】

農産物販売金額(JA・市場・直売所等)の推移

(単位: 千円)

| 調査先 / 区分 | 令和元年度 | 令和2年度 | 伸び率 R2→R1 | 令和3年度 | 伸び率 R3→R2 | 令和4年度 | 伸び率 R4→R3 | 備考 |
|-----------|-----------|-----------|--------------|-----------|--------------|-----------|--------------|--------------------------|
| 農産物販売額 | 5,425,833 | 4,927,559 | 90.8% | 5,030,265 | 102.1% | 5,157,609 | 102.5% | |
| 長崎市中央卸売市場 | 545,037 | 529,644 | 97.2% | 520,600 | 98.3% | 564,461 | 108.4% | |
| 野菜 | 137,943 | 158,297 | 114.8% | 128,750 | 81.3% | 113,817 | 88.4% | |
| 果実 | 407,094 | 371,347 | 91.2% | 391,850 | 105.5% | 450,644 | 115.0% | |
| 農協系統(農産物) | 1,980,966 | 1,694,331 | 85.5% | 1,736,600 | 102.5% | 1,835,411 | 105.7% | |
| 果実類 | 961,040 | 694,980 | 72.3% | 799,139 | 115.0% | 766,087 | 95.9% | |
| 温州みかん | 147,049 | 111,483 | 75.8% | 156,926 | 140.8% | 122,107 | 77.8% | |
| ハウスみかん | 0 | 0 | - | 0 | - | 0 | - | |
| 露地びわ | 420,687 | 268,094 | 63.7% | 309,019 | 115.3% | 318,339 | 103.0% | 長崎西彼農協 |
| ハウスびわ | 271,127 | 216,184 | 79.7% | 231,151 | 106.9% | 229,332 | 99.2% | |
| ハウスもも | 22,049 | 19,652 | 89.1% | 19,652 | 100.0% | 11,397 | 58.0% | |
| その他果実 | 100,128 | 79,566 | 79.5% | 82,390 | 103.5% | 84,911 | 103.1% | デコポン、ぶどう等 |
| 野菜類 | 775,061 | 804,146 | 103.8% | 712,959 | 88.7% | 830,600 | 116.5% | |
| いちご | 580,134 | 628,601 | 108.4% | 576,648 | 91.7% | 698,027 | 121.0% | |
| アスパラガス | 87,402 | 73,520 | 84.1% | 63,183 | 85.9% | 66,346 | 105.0% | |
| トマト | 58,415 | 48,417 | 82.9% | 42,068 | 86.9% | 31,760 | 75.5% | |
| その他野菜 | 49,110 | 53,608 | 109.2% | 31,060 | 57.9% | 34,467 | 111.0% | 生姜、馬鈴薯、芋いか、かぼちゃ等 |
| 花き類 | 244,865 | 195,205 | 79.7% | 224,502 | 115.0% | 238,724 | 106.3% | |
| 農協系統(畜産物) | 2,393,142 | 2,216,007 | 92.6% | 2,293,872 | 103.5% | 2,268,153 | 98.9% | |
| 肉用牛の部 | 2,222,843 | 2,056,231 | 92.5% | 2,134,461 | 103.8% | 2,140,140 | 100.3% | ●長崎西彼農協 ●開拓ながさき農協 |
| 子牛 | 91,996 | 77,228 | 83.9% | 83,574 | 108.2% | 72,033 | 86.2% | |
| 乳用牛の部 | 31,337 | 32,116 | 102.5% | 36,278 | 113.0% | 12,565 | 34.6% | ながさき県酪農協 RA.11酪業 |
| 豚 | 46,966 | 50,432 | 107.4% | 39,559 | 78.4% | 43,415 | 109.7% | 長崎西彼農協 |
| 農協系統直売所 | 363,596 | 348,077 | 95.7% | 330,426 | 94.9% | 324,504 | 98.2% | |
| 果実類 | 75,218 | 64,992 | 86.4% | 65,169 | 100.3% | 70,816 | 108.7% | |
| 葉菜類 | 37,625 | 33,855 | 90.0% | 27,656 | 81.7% | 27,092 | 98.0% | |
| 果菜類 | 45,176 | 43,085 | 95.4% | 41,235 | 95.7% | 35,135 | 85.2% | |
| 豆類 | 10,514 | 9,752 | 92.8% | 9,513 | 97.5% | 7,977 | 83.9% | ●びわっちファーム |
| 根菜類 | 21,520 | 20,583 | 95.6% | 18,627 | 90.5% | 18,113 | 97.2% | ●東長崎ふれあい市(東長崎・新大工・大浦・住吉) |
| いも類 | 13,792 | 14,161 | 102.7% | 14,283 | 100.9% | 12,843 | 89.9% | ●夕陽が丘そとめ |
| 穀類 | 3,001 | 2,762 | 92.0% | 2,414 | 87.4% | 3,175 | 131.5% | |
| 花弁類 | 135,220 | 135,795 | 100.4% | 132,068 | 97.3% | 131,355 | 99.5% | |
| 林産物類 | 11,651 | 12,957 | 111.2% | 10,985 | 84.8% | 12,689 | 115.5% | |
| たまご類 | 9,879 | 10,135 | 102.6% | 8,476 | 83.6% | 5,309 | 62.6% | |
| 長崎花市場 | 143,092 | 139,500 | 97.5% | 148,767 | 106.6% | 165,080 | 111.0% | |

※長崎市中央卸売市場、農協系統(農産物、畜産物、直売所)、長崎花市場の取扱高又は販売実績資料による。

※取扱高(または販売実績)のうち、長崎花市場は税込抜き(商品の取り扱い上、税込みによる集計が困難であるため)、そのほかについては税込みによる。

第4 作物別の現状

1 果樹

長崎市は、土壌や気象条件等に恵まれ、昔からびわやみかんの栽培が盛んである。

「びわ」は、長崎市が全国トップの栽培面積と生産量を誇っているが、平成16～18年産、平成23～24年産、平成28年産、平成30年産、令和2年産、令和4年産と重なる気象災害の都度、生産量が減少しているとともに、栽培農家の高齢化や後継者不足など、様々な問題を抱えている。

このような状況を克服するため、生産者・JA・市・県が一丸となり、『日本一のびわ産地』の継続とさらなる発展をめざし、びわ園地の整備や農道・園内道整備、施設化や優良品種への植栽を進めているとともに、災害リスク管理の強化として、共済・保険加入などを推進している。

また、平成21年2月に品種登録された「なつたより」は、従来の品種よりも大玉で甘く食味が優れている優良品種であることから、国、長崎県及び長崎市の支援制度を活用した改植・補植の推進と栽培技術指導の強化しているところである。

「温州みかん」については、透湿性被覆資材の導入や優良品種への品種構成転換を図り、高品質果実の安定生産をめざしている。また、中晩柑は、不知火、津之輝やせとか等が琴海地区を中心に生産されている。

長崎市には「ザボン」や「ゆうこう」といった歴史のある果実があり、市内外からの認知度も高まっているが、栽培面積や生産量が少ないため、消費拡大や加工品の開発に向けた取組みを推進し、生産地域の活性化を図る。



長崎びわ「なつたより」

【表-10】 長崎市内の主な果樹の生産状況

| | 平成22年 (2010年) | 平成27年 (2015年) | 令和2年 (2020年) | 伸び率 (2010年比) |
|--------------|------------------|------------------|-----------------|-----------------|
| | 作付農家数 | 作付農家数 | 作付農家数 | |
| びわ | 644経営体 | 577経営体 | 412経営体 | 64% |
| みかん | 463経営体 | 360経営体 | 236経営体 | 51% |
| もも | 57経営体 | 34経営体 | 15経営体 | 26% |
| 果樹全般 栽培面積 | 546ha | 435ha | — | — |

資料：農林業センサス

2 普通作物

水稲については、規模が零細で、自家飯米用として栽培している農家が多い。また、経営所得安定対策事業等を推進しており、作付面積は減少傾向にある。

かんしょについては、生産に適した気象と土壌条件に恵まれているため長崎市内各所で栽培され、主に食用として消費されており、また、外海地区では地元の「かんしょ」を活用したかんころ餅や焼酎の生産が行われている。

【表-11】 長崎市内の普通作物の生産状況

| | 平成27年 (2015年) | | 令和2年 (2020年) | | 伸び率 | |
|---|------------------|--------------|-----------------|--------------|--------------|-------------|
| | 作付農家数 (経営体) | 栽培面積 (ha) | 作付農家数 (経営体) | 栽培面積 (ha) | 作付農家数 (%) | 栽培面積 (%) |
| 米 | 214 | 83 | 147 | 63 | 69 | 76 |

資料：農林業センサス

※自家消費用の作付も含む

【表-12】 長崎市内のかんしょの生産状況

| | 平成27年 (2015年) | | 令和2年 (2020年) | | 伸び率 | |
|------|------------------|--------------|-----------------|--------------|--------------|-------------|
| | 作付農家数 (経営体) | 栽培面積 (ha) | 作付農家数 (経営体) | 栽培面積 (ha) | 作付農家数 (%) | 栽培面積 (%) |
| かんしょ | 101 | 5 | 49 | 3 | 49 | 60 |

資料：農林業センサス



外海大中尾棚田



外海地区かんしょ収穫作業

3 野菜

野菜では、市場価値が高く経営安定を図ることができる施設園芸が、長崎市南部地区、東部地区及び琴海地区等で営まれ、いちご、アスパラガス及びミニトマト等が生産されている。

ねぎ、ほうれんそう等の軟弱野菜は、少量多品目にわたり栽培されており、特に鮮度が要求されるため地元市場へ出荷されるとともに、農産物直売所への出荷が増加する等、地場消費が図られている。

その他に、すいか、きゅうり等の果菜類の作付けがなされているものの、各品目ともに規模が小さいのが現状であり、収量の安定と他作物との輪作体系により需要に即した生産を行っている。

また、長崎赤かぶ・長崎白菜・紅大根等の伝統野菜については、一部の地域で生産されており、活用の推進を図っている。

【表13-1】 長崎市の野菜の生産状況

| | 平成22年 (2010年) | 平成27年 (2015年) | 令和2年 (2020年) | 伸び率 (2020年/2010年) |
|--------|------------------|------------------|-----------------|----------------------|
| | 作付農家数 (経営体) | 作付農家数 (経営体) | 作付農家数 (経営体) | 作付農家数 (%) |
| いちご | 117 | 87 | 73 | 62 |
| ばれいしょ | 284 | 146 | 70 | 25 |
| ほうれんそう | 292 | 187 | 104 | 36 |
| ねぎ | 248 | 131 | 77 | 31 |
| たまねぎ | 247 | 185 | 72 | 29 |
| すいか | 85 | 49 | 27 | 32 |
| トマト | 131 | 92 | 45 | 34 |
| さといも | 241 | 135 | 78 | 32 |
| きゅうり | 235 | 144 | 72 | 31 |
| なす | 198 | 135 | 62 | 31 |
| にんじん | 127 | 64 | 36 | 28 |

【表13-2】 作付面積

| | 平成22年 (2010年) | 平成27年 (2015年) | 令和2年 (2020年) | 伸び率 (2020年/2010年) |
|------|------------------|------------------|-----------------|----------------------|
| | 作付面積 (ha) | 作付面積 (ha) | 作付面積 (ha) | 作付面積 (%) |
| 野菜全般 | 151 | 101 | 88 | 58 |

資料：農林業センサス

4 花き・花木

「花き」は、施設園芸による輪ギクやトルコギキョウ等の切花栽培が中心である。特に輪ギクにおいては、生産者の組織化が進み、栽培技術も優れており、県内外の市場において高い評価を得ている。

「花き」の生産農家は比較的年齢が若く、各種補助事業を活用しながら、低コスト耐候性ハウス・補強型ハウスの導入や、施設の省力化・自動化及び省力化品種への転換等に積極的に取り組み、生産コストと労力の低減を図ることで、農業経営の安定向上につなげている。

また、野母崎地区は日本水仙の産地であり、有利販売にむけた促成栽培に取り組んでいる。1月初めに開催される「水仙まつり」は冬の恒例イベントとして、市民のみならず、観光客にも人気を博している。

「花木」は、長崎市東部の古賀地区で多く栽培されており、その歴史は古く、庭園木や観賞用として高い評価を得ている。

【表-14】 長崎市内の花きの生産状況

| | 平成22年 (2010年) | | 平成27年 (2015年) | | 令和2年 (2020年) | | 伸び率 (2020年/2010年) | |
|--|------------------|--------------|------------------|--------------|-----------------|--------------|----------------------|-------------|
| | 作付農家数 (経営体) | 作付面積 (ha) | 作付農家数 (経営体) | 作付面積 (ha) | 作付農家数 (経営体) | 作付面積 (ha) | 作付農家数 (%) | 作付面積 (%) |
| 【切り花】 主な品目 キク トルコギキョウ ユリ 水仙 | 234 | 74 | 206 | 58 | 156 | 52 | 67 | 70 |

資料：農林業センサス



低コスト耐候性ハウスの導入



輪菊の現地検討会

5 畜産

家畜の飼養戸数は、飼養者の高齢化、後継者不足等に加え、飼料価格の高騰等の状況にあるが、横ばいとなっている。

畜産経営については、各種の融資制度及び補助事業等により、飼育頭数の維持・拡大及び飼養管理の省力化、低コスト生産を推進し、経営の安定を図っている。

また、口蹄疫や鳥インフルエンザ、豚熱等の家畜伝染病の予防強化と危機管理体制の充実を図るため、県・JA等と連携し、畜舎等への野鳥やイノシシの侵入防止対策に取り組むとともに、飼料及び薬品の使用記録の徹底や適切な糞尿処理について巡回指導を実施している。

第10回全国和牛能力共進会（平成24年10月25日～29日開催）においては、JA長崎せいひが誇る長崎市産のブランド牛「長崎和牛・出島ばらいろ」の生産者が含まれる長崎県チームが最高位にあたる名誉賞「内閣総理大臣賞」に輝いた。

【表-15】 長崎市内の畜産の生産状況

| | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | |
|-------|-------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|----------|
| | 飼養戸数 | 飼養頭羽数 | 飼養戸数 | 飼養頭羽数 | 飼養戸数 | 飼養頭羽数 | 飼養戸数 | 飼養頭羽数 |
| 肉用牛 | 21戸 | 3,509頭 | 22戸 | 3,560頭 | 22戸 | 3,657頭 | 20戸 | 3,567頭 |
| 乳用牛 | 1戸 | 48頭 | 1戸 | 42頭 | 1戸 | 43頭 | 1戸 | 43頭 |
| 豚 | 4戸 | 3,229頭 | 4戸 | 3,769頭 | 4戸 | 3,519頭 | 4戸 | 3,567頭 |
| 鶏 卵 | 2戸 | 7,000羽 | 2戸 | 3,600羽 | 2戸 | 3,600羽 | 1戸 | 1,600羽 |
| ブロイラー | 3戸 | 375,000羽 | 3戸 | 372,000羽 | 3戸 | 370,000羽 | 3戸 | 373,000羽 |

資料：長崎県家畜・家きん飼養頭羽数等調べ



肥育牛



長崎和牛・出島ばらいろ

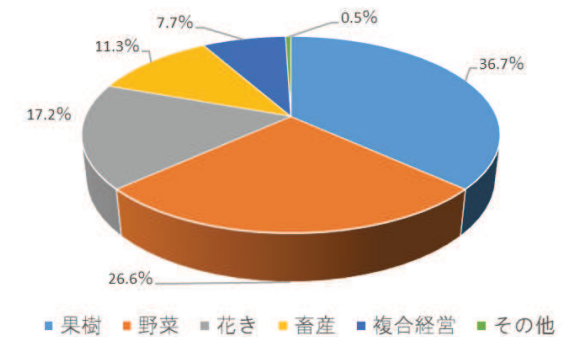
第5 その他

1 認定農業者

認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者が作成する農業経営改善計画を長崎市等が認定した農業者であって、令和4年度末現在で169経営体となっている。その、経営改善計画の作成や認定後の目標達成を図るため、長崎市と関係機関で組織する長崎市担い手育成総合支援協議会が中心となり指導・支援を行っている。

また、長崎市認定農業者連絡協議会が平成11年6月に設立され、研修会等積極的な活動を行っている。その支援体制としては、長崎市独自の施策のみならず、関係機関と組織する長崎市担い手育成総合支援協議会が中心となり、農業経営や技術等の指導や支援を行っている。

【図-7】 長崎市内の認定農業者の営農形態



【表-16】 長崎市内の認定農業者数の推移

(単位：経営体)

| 年度 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 元 | 2 | 3 | 4 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 認定者数 | 162 | 129 | 154 | 283 | 316 | 334 | 366 | 352 | 345 | 249 | 254 | 236 | 246 | 213 | 219 | 206 | 193 | 185 | 180 | 175 | 169 |

【表-17】 長崎市内の認定農業者の年齢構成〔平均年齢61.7歳〕

(単位：経営体)

| | 29歳以下 | 30～34歳 | 35～39歳 | 40～44歳 | 45～49歳 | 50～54歳 | 55～59歳 | 60～64歳 | 65～69歳 | 70歳以上 | 計 |
|------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-----|
| 認定者数 | 0 | 4 | 2 | 4 | 9 | 17 | 15 | 19 | 25 | 34 | 129 |

※法人経営体(10法人)、共同申請(30組)を除く数値

【表-18】 地区別の認定農業者数

(単位：経営体)

| 茂木南 | 茂木北 | 東長崎 | その他旧市 | 日吉 | 三重 | 三和 | 野母崎 | 外海 | 琴海 | 計 |
|-----|-----|-----|-------|----|----|----|-----|----|----|-----|
| 10 | 16 | 17 | 5 | 29 | 10 | 28 | 0 | 3 | 51 | 169 |

2 認定新規就農者

認定新規就農者とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、新たに農業経営を営もうとする青年等（※）が作成する青年等就農計画を長崎市が認定した者であって、令和4年度末現在で31経営体となっている。

認定農業者同様、青年等就農計画の作成や認定後の目標達成を図るため、長崎市と関係機関で組織する長崎市担い手育成総合支援協議会が中心となり、農業経営や技術等の指導・支援を行っている。

- ※①青年（原則18歳以上45歳未満）、②知識・技能を有する中高年齢者（65歳未満）、③青年、中高年齢者が役員の過半を占める法人であり、農業経営を開始してから一定期間（5年）以内のもの、ただし、認定農業者を除く。

【表-19】 地区別の認定新規就農者数 (単位：人)

| 茂木南 | 茂木北 | 東長崎 | その他 旧市 | 三和 | 三重 | 外海 | 琴海 | 計 |
|-----|-----|-----|-----------|----|----|----|----|----|
| 2 | 5 | 1 | 0 | 3 | 0 | 1 | 19 | 31 |

3 市民農園

就農者、農業後継者の減少により農地の荒廃が進行したため、遊休農地の有効活用と併せて、都市住民が土に親しむことで、農業に対する理解を深めてもらい、『都市と農村のふれあいの場』となることを目的として、昭和52年に平山地区で長崎市民農園（現在、平山市民農園）を開園した。その後、市民農園の入園希望者の増加に伴い、平成12年度に三重地区に市民農園を整備し、平成13年4月に開園した。

また、平成17・18年の市町合併により、高島市民農園・琴海赤水ふれあい農園を追加し、平成29年10月より、維持管理業務については、南・北総合事務所の業務とした。

【表-20】 市民農園施設概要 (令和5年4月1日現在)

| 場 所 | 平山市民農園 | 三重市民農園 | 高島市民農園 | 琴海赤水ふれあい農園 |
|------|----------------------|--------------------------|---------------------------------|--------------------------------------|
| 総面積 | 11,927㎡ (約20㎡/区画) | 11,107㎡ (約30㎡/区画) | 4,176㎡ (約30㎡/区画) (特別区画あり) | 3,120㎡ (約30㎡/区画) |
| 区画数 | 185区画 | 213区画 | 43区画 | 75区画 |
| 利用率 | 163区画 (88%) | 145区画 (68%) | 20区画 (46%) | 54区画 (72%) |
| 維持管理 | 南総合事務所 | 北総合事務所 | 高島地域センター | 北総合事務所 |
| 付帯施設 | 2箇所 (普通車20台) | 1箇所 (普通車約20台) | — | 1箇所 (普通車10台) |
| トイレ | 1基 | 1基 | — | — |
| 給水施設 | 給水槽7箇所 蛇口14箇所 | 給水槽8箇所 溜池1箇所 蛇口9箇所 | 水道1基 蛇口12箇所 | 水道1基 蛇口4箇所 管理棟1棟 (便所・休憩室あり) |
| その他 | — | — | — | — |

4 長崎市農業センター

(1) 事業の目的

農業を取り巻く情勢は、就農者の高齢化や担い手不足をはじめとした社会情勢の変化に伴い遊休農地が増加している状況であり、その解消が大きな課題となっていることから、平成15年度から長崎市内農業者の手助けを行う農業ヘルパーの育成のための研修など人材育成を目的とした農業研修施設「長崎市農業センター」を戸石町に開設している。



農業ヘルパー研修風景

(2) 農業センターの主な事業内容

ア 農業ヘルパー研修会の開催

平成15年10月～（第1～21期まで終了）

イ 農業ヘルパー研修修了生

〔研修修了生の一覧〕

令和5年3月31日現在

| 修了生 | ヘルパー登録者 | 就農者 | その他 |
|------|---------|-----|------|
| 397名 | 129名 | 67名 | 201名 |

ウ 農業ヘルパー人材あっせん事業

平成16年10月から職業安定法に基づく無料職業紹介業務の実施

令和4年度職業紹介実績

令和5年3月31日現在

| | |
|----------------|------------|
| 求人者数（雇用農家）実数 | 12戸（延べ23戸） |
| 求職者数（農業ヘルパー）実数 | 16名（延べ54名） |
| ヘルパー就業従事日数 | 259日 |

主な仕事（農作業）の内容

| | |
|----|----------------|
| 野菜 | イチゴ定植準備、ショウガ収穫 |
| 花き | 菊の定植、芽摘み |
| 果樹 | ビワ収穫、ミカン収穫 など |

エ 農業ヘルパー研修修了生の相談窓口

- ・栽培技術や新規就農について
- ・農地の賃貸借方法及び遊休農地の紹介について など

オ 農作業体験学習の実施

(ア) 目的

長崎伝統野菜の種まきから収穫まで一連の農作業を体験してもらうことで、次世代を担う子どもたちの「地産地消」に対する理解を深めるとともに、「農業」と「食」に対する関心を深めることを目的に実施。



農業体験学習（長崎伝統野菜）

(イ) 実施団体

【令和4年度実績】

長崎市立橋小学校 78名、長崎市立戸石小学校 89名、
戸石保育園ほか10園 439名、心身障害者団体連合会ほか4団体 160名
計 766名

(ウ) 実施内容

【令和4年度実績】

- ・ サツマイモの定植・収穫、大根の播種・収穫
- ・ ながさき伝統野菜（長崎赤かぶ・辻田白菜・長崎たかな・紅大根・長崎白菜）の播種・定植・収穫・タカナ漬づくり

カ 小型農業機械の貸出事業（平成19年2月1日～）

| 項目 | 要件 | |
|----------|---|-----------------|
| 貸出料金 | 無料 | |
| 貸出機械 | 耕運機 | 3馬力2台、4馬力1台 計3台 |
| | 破砕機 | 1台 |
| 対象者 | ①農家の農業に従事する者 ②新規就農希望者のうち農地を所有又は賃借している者 ③農業ヘルパー登録者 ④その他市長が必要と認める者 | |
| R4年度貸出実績 | 28件（農家：27件 新規就農者：0件 その他：1件） | |



小型耕うん機



破砕機

5（一財）長崎市地産地消振興公社

(1) 運営の基本方針

農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化・農業後継者の減少をはじめ社会経済情勢の変化に伴い耕作放棄地が増加するなど農業生産活動が停滞し、非常に厳しい状況下にある。また、消費者は、輸入農産物の増加や遺伝子組替食品の流通などにより「食」への安全・安心志向が高まっている。

このため、一般財団法人長崎市地産地消振興公社では、地域の生産者と消費者が一体となった「地産地消運動」を展開するなかで、農地中間管理事業を活用した農地流動化の促進や農業研修を通じた農業担い手の確保・育成などの各事業を実施するとともに、地域の農水産物を販売する長崎市三和農水産物加工直売所「みさき駅さんわ」を運営し、総合的な地域農水産業の活性化と地域の発展に努める。

(2) 事業計画

一般財団法人長崎市地産地消振興公社（以下「公社」という。）は、令和5年度においては、次の事業を行う。

ア 農地中間管理事業

平成26年度から国の制度として始まった農地中間管理事業による農地流動化のあっせん業務の委託を受け、一層の農地流動化を推進し規模拡大及び新規就農者のための農地の確保と遊休化した農地の活用を図る。

また、農作業用機械を所持していない農業者に対して、トラクター等農作業機械の貸出し制度を実施することで、耕作放棄農地の解消と農地の有効活用を推進する。

| | |
|--------------------|-----------|
| 農地中間管理事業による農地流動化計画 | 45.0ヘクタール |
| 中間保有農地面積による農地流動化計画 | 2.1ヘクタール |
| 平山市民農園管理 | 1.2ヘクタール |

イ 人材育成事業

農業の担い手が不足するなかで、新規就農者等を育成・確保するため、露地野菜を中心とする実践的な栽培技術研修を行う。また、栽培した露地野菜等は、地元の農水産物直売所において販売する。

(ア) 期間

令和5年4月から令和6年3月末までの1年間の実地研修を予定

(イ) 農業研修募集者数 10名

(ウ) 研修栽培品目 露地野菜

(エ) 研修による成果品の販売計画 販売量 9,700kg
販売額 1,400千円

| | 研修期間 | 修了生 | 就農者 | 直売所会員 |
|-------|------------------|------|------|-------|
| 第1期生 | H15.4.1~H16.3.31 | 6名 | 6名 | 5名 |
| 第2期生 | H16.4.1~H17.3.31 | 7名 | 6名 | 5名 |
| 第3期生 | H17.4.1~H18.3.31 | 7名 | 7名 | 6名 |
| 第4期生 | H18.4.1~H19.3.31 | 13名 | 7名 | 3名 |
| 第5期生 | H19.4.1~H20.3.31 | 5名 | 5名 | 2名 |
| 第6期生 | H20.4.1~H21.3.31 | 10名 | 8名 | 8名 |
| 第7期生 | H21.4.1~H22.3.31 | 8名 | 6名 | 4名 |
| 第8期生 | H22.4.1~H23.3.31 | 7名 | 7名 | 4名 |
| 第9期生 | H23.4.1~H24.3.31 | 13名 | 13名 | 5名 |
| 第10期生 | H24.4.1~H25.3.31 | 11名 | 11名 | 5名 |
| 第11期生 | H25.4.1~H26.3.31 | 11名 | 11名 | 3名 |
| 第12期生 | H26.4.1~H27.3.31 | 9名 | 7名 | 1名 |
| 第13期生 | H27.4.1~H28.3.31 | 5名 | 5名 | 4名 |
| 第14期生 | H28.4.1~H29.3.31 | 3名 | 2名 | 1名 |
| 第15期生 | H29.4.1~H30.3.31 | 4名 | 4名 | 3名 |
| 第16期生 | H30.4.1~H31.3.31 | 2名 | 0名 | 0名 |
| 第17期生 | H31.4.1~R2.3.31 | 0名 | 0名 | 0名 |
| 第18期生 | R2.4.1~R3.3.31 | 4名 | 3名 | 1名 |
| 第19期生 | R3.4.1~R4.3.31 | 3名 | 3名 | 1名 |
| 第20期生 | R4.4.1~R5.3.31 | 3名 | 1名 | 0名 |
| 合計 | | 128名 | 111名 | 61名 |

ウ 農水産物直売所運営事業

長崎市から受託した長崎三和農水産物加工直売所「みさき駅さんわ」の管理運営を円滑、かつ、適切に行うため、次の事業を行う。

- (ア) 会員の確保 600名
- (イ) 農水産物直売所運営協議会開催 年 3回
- (ウ) 消費者モニター会議開催 年 2回
- (エ) 地区別会員研修会開催(10会場) 年 2回
- (オ) 野菜栽培技術講習会の開催 年 2回
- (カ) 会員先進地視察研修会開催 年 1回
- (キ) エコバック及び食卓の日の普及・定着
- (ク) イベントの開催(5月下旬、12月上旬) 年 2回
- (ケ) 会員販売目標額 230,000千円
- (コ) 各催しへの出店(ながさき実り・恵みの感謝祭ほか)

6 有害鳥獣対策

(1) 被害の状況

有害鳥獣(イノシシ・シカ・カラス・アナグマ等)による農作物の食害・踏み倒し・掘り起こし等の農業被害及びイノシシによる石垣の倒壊・威嚇行為等の生活環境被害は長崎市内全域に及んでいる。

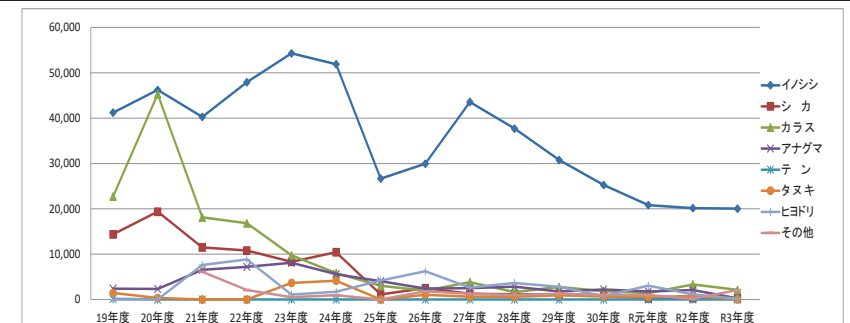
【各地区の有害鳥獣による相談件数】(上段R3、下段R4)

| 地区 | (単位:件) | | | | | | | 計 |
|--------|--------|----|-----|------|-----|----|-----|-------|
| | イノシシ | シカ | カラス | アナグマ | タヌキ | サル | その他 | |
| 琴海 | 17 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 18 |
| | 22 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 24 |
| 外海 | 29 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 29 |
| | 34 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 34 |
| 稲佐・福田 | 139 | 1 | 0 | 21 | 1 | 0 | 0 | 162 |
| | 157 | 0 | 2 | 7 | 1 | 2 | 2 | 171 |
| 長崎・浦上 | 260 | 3 | 3 | 62 | 4 | 1 | 8 | 341 |
| | 269 | 1 | 2 | 62 | 20 | 1 | 13 | 368 |
| 式見・三重 | 83 | 0 | 1 | 8 | 0 | 0 | 0 | 92 |
| | 79 | 0 | 1 | 4 | 4 | 1 | 2 | 91 |
| 東長崎 | 134 | 1 | 1 | 6 | 1 | 0 | 2 | 145 |
| | 131 | 0 | 1 | 4 | 0 | 0 | 1 | 137 |
| 大浦・茂木 | 92 | 4 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 98 |
| | 99 | 18 | 0 | 12 | 2 | 0 | 3 | 134 |
| 三和・野母崎 | 330 | 47 | 0 | 6 | 4 | 0 | 2 | 389 |
| | 170 | 22 | 1 | 2 | 5 | 0 | 1 | 201 |
| 計 | 1,084 | 56 | 5 | 105 | 10 | 1 | 13 | 1,274 |
| | 961 | 42 | 7 | 92 | 32 | 4 | 22 | 1,160 |

| 内容 | (単位:件) | | | | | | | | | | | |
|------|--------|------|------|------|------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 |
| 農業被害 | 216 | 208 | 348 | 313 | 462 | 420 | 185 | 472 | 471 | 562 | 427 | 282 |
| 生活被害 | 511 | 435 | 369 | 467 | 415 | 585 | 511 | 626 | 620 | 908 | 847 | 878 |
| 計 | 727 | 643 | 717 | 780 | 877 | 1,005 | 696 | 1,098 | 1,091 | 1,470 | 1,274 | 1,160 |

【農作物の被害金額】

| 年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 |
|------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| イノシシ | 41,218 | 46,224 | 40,273 | 47,919 | 54,285 | 51,900 | 26,671 | 29,953 | 43,571 | 37,712 | 30,790 | 25,252 | 20,826 | 20,155 | 20,046 |
| シカ | 14,386 | 19,380 | 11,493 | 10,799 | 8,322 | 10,443 | 1,121 | 2,502 | 1,267 | 1,173 | 1,105 | 794 | 243 | 283 | 275 |
| カラス | 22,730 | 45,301 | 18,106 | 16,815 | 9,752 | 5,824 | 3,037 | 1,937 | 3,835 | 1,616 | 2,765 | 1,843 | 1,416 | 3,341 | 2,133 |
| アナグマ | 2,400 | 2,343 | 6,568 | 7,211 | 8,119 | 5,596 | 4,046 | 2,410 | 2,497 | 2,843 | 1,782 | 2,226 | 1,772 | 2,087 | 253 |
| テン | 160 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| タヌキ | 1,450 | 325 | — | — | 3,662 | 4,153 | — | 1,037 | 632 | 596 | 938 | 648 | 546 | 767 | 38 |
| ヒヨドリ | — | — | 7,619 | 8,861 | 1,093 | 1,709 | 4,182 | 6,234 | 2,638 | 3,666 | 2,816 | 744 | 3,076 | 1,119 | 164 |
| その他 | — | — | 6,127 | 2,100 | 521 | 963 | — | 1,815 | 1,270 | 983 | 1,266 | 1,000 | 976 | 158 | 2,092 |
| 合計 | 82,344 | 113,573 | 90,186 | 93,705 | 85,754 | 80,588 | 39,057 | 45,888 | 55,710 | 48,589 | 41,462 | 32,507 | 28,855 | 27,910 | 25,001 |



(2) 有害鳥獣捕獲実績

イノシシ 単位:頭

| 捕獲項目 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 |
|-----------------------------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 協議会捕獲 | 282 | 124 | 211 | 181 | 130 | 2,495 | 2,618 | 2,824 | 2,782 | 3,518 | 2,814 | 3,071 |
| 捕獲隊 (免許所持者従事者等) | | | 33 | 195 | 560 | 728 | 928 | 907 | 1,027 | 1,717 | 1,156 | 1,145 |
| 個人捕獲 | 29 | 26 | 31 | 74 | 293 | 66 | 8 | 1 | 0 | 0 | 3 | 0 |
| 市委託→専門業者 有害鳥獣対策相談等委託 | | | 31 | 76 | 88 | 95 | 88 | 96 | 116 | 83 | 102 | 124 |
| 猟友会 委託 | 旧長崎市 | 358 | 351 | 369 | 349 | 561 | | | | | | |
| | 旧外海 | 164 | 459 | 192 | 173 | 188 | | | | | | |
| | 旧琴海 | 82 | 148 | 186 | 209 | 252 | | | | | | |
| | 小計 | 604 | 958 | 747 | 731 | 1,001 | | | | | | |
| 県委託→市対策協議会 イノシシ被害対策重点モデル | 72 | 54 | 30 | | | | | | | | | |
| 計 | 987 | 1,162 | 1,083 | 1,257 | 2,072 | 3,384 | 3,642 | 3,828 | 3,925 | 5,318 | 4,075 | 4,340 |
| 合計 | 987 | 1,162 | 1,083 | 1,257 | 2,072 | 3,384 | 3,642 | 3,828 | 3,925 | 5,318 | 4,075 | 4,340 |

シカ 単位:頭

| 捕獲項目 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 |
|-----------------------------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|------|------|-------|------|
| 協議会捕獲 | 68 | 79 | 44 | 6 | 9 | 581 | 767 | 845 | 719 | 761 | 1,021 | 706 |
| 協議会長期緊急捕獲 | | | | 383 | | | | | | | | |
| 捕獲隊 (免許所持者従事者等) | | | 0 | 30 | 86 | 93 | 163 | 109 | 91 | 53 | 58 | 27 |
| 個人捕獲 | 22 | 8 | 35 | 129 | 119 | 41 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 市委託→専門業者 有害鳥獣対策相談等委託 | | | 57 | 46 | 73 | 81 | 64 | 63 | 71 | 45 | 53 | 38 |
| 猟友会委託 | 101 | 162 | 210 | 282 | 154 | | | | | | | |
| 県委託→市対策協議会 イノシシ被害対策重点モデル | 23 | 6 | 52 | | | | | | | | | |
| 計 | 214 | 255 | 398 | 876 | 441 | 796 | 1,002 | 1,017 | 881 | 859 | 1,132 | 771 |
| 合計 | 214 | 255 | 398 | 876 | 441 | 796 | 1,002 | 1,017 | 881 | 859 | 1,132 | 771 |

アナグマ・タヌキ・アライグマ等 単位:頭

| 捕獲項目 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 |
|-----------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 協議会捕獲 | 82 | 28 | 41 | 239 | 296 | 492 | 357 | 480 | 499 | 529 |
| 市委託→専門業者(有害鳥獣対策相談等委託) | 29 | 43 | 22 | 39 | 36 | 30 | 41 | 77 | 45 | 68 |
| 長崎市有害鳥獣対策チーム(市直営) | 25 | | | | | | | | | |
| 個人・捕獲隊捕獲 | | | | 6 | 11 | 9 | 3 | 0 | 0 | 8 |
| 合計 | 136 | 71 | 63 | 284 | 343 | 531 | 401 | 557 | 544 | 605 |

カラス 単位:羽

| 捕獲項目 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 協議会捕獲 | 9 | 7 | 0 | 25 | 0 | 773 | 852 | 506 | 675 | 788 | 726 | 858 |
| 個人等捕獲 | 822 | 817 | 550 | 601 | 870 | 943 | 794 | 645 | 886 | 701 | 693 | 683 |
| 猟友会委託 | 1,094 | 803 | 713 | 600 | 587 | | | | | | | |
| 合計 | 1,925 | 1,627 | 1,263 | 1,226 | 1,457 | 1,716 | 1,646 | 1,151 | 1,561 | 1,489 | 1,419 | 1,541 |

(3) 被害防止を目的とした器具の無償貸与実績 (令和5年3月31日現在)

| | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ワイヤーメッシュ(m) | 2,455 | 1,845 | 2,242 | 1,969 | 4,994 | 27,580 | 41,494 | 38,297 | 38,975 | 57,385 | 35,699 |
| 電気柵機器(基) | 31 | 5 | 10 | 5 | 9 | 9 | 10 | 1 | 7 | 4 | 6 |
| 防止ネット(m) | 2,180 | 3,050 | 1,610 | 200 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 箱わな・小型捕獲器(基) | 38 | 74 | 60 | 121 | 194 | 254 | 232 | 294 | 333 | 347 | 355 |

※平成28年度までは、長崎市の貸与事業として実施していたが、より迅速な被害対策となるよう、平成29年度から長崎市有害鳥獣対策協議会の貸与事業として実施。



侵入防止ネット



箱わな



ワイヤーメッシュ(WM)柵

(4) 侵入防止資材等整備補助(1/2補助)件数

| | 電気柵機器 | | ワイヤーメッシュ | | 防止ネット | | 箱わな | | 件数 | 補助額(円) |
|------|-------|-----|----------|--------|-------|-------|-----|----|-----|------------|
| | 件数 | 基数 | 件数 | 延長(m) | 件数 | 延長(m) | 件数 | 基数 | | |
| 24年度 | 42 | 47 | 20 | 4,640 | 3 | 600 | 1 | 2 | 66 | 2,646,000 |
| 25年度 | 21 | 22 | 26 | 4,390 | 4 | 530 | - | - | 51 | 1,797,000 |
| 26年度 | 33 | 42 | 20 | 3,290 | - | - | 1 | 1 | 54 | 2,120,000 |
| 27年度 | 32 | 34 | 52 | 9,475 | 1 | 60 | - | - | 85 | 4,292,000 |
| 28年度 | 15 | 19 | 78 | 13,377 | - | - | 17 | 34 | 110 | 5,976,000 |
| 合計 | 143 | 164 | 196 | 35,172 | 8 | 1,190 | 19 | 37 | 366 | 16,831,000 |

※平成28年度までは、長崎市の補助事業として実施していたが、平成29年度からは長崎市有害鳥獣対策協議会の貸与事業として一本化。

(5) 網・わな猟免許取得助成実績

・免許申請(5,200円)、狩猟講習会受講(10,000円)に係る経費の一部を助成

| | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | R1年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 6月受験 | 19 | 14 | 5 | 19 | 16 | 35 | 14 | 16 | 17 | | 21 | 19 |
| 1月受験 | 9 | 24 | 12 | 53 | 32 | 38 | 23 | 25 | 32 | 28 | 17 | 11 |
| 計 | 28 | 38 | 17 | 72 | 48 | 73 | 37 | 41 | 49 | 28 | 38 | 30 |

(6) ながさき鳥獣被害防止総合対策事業（国庫ワイヤーメッシュ柵設置事業）

◆国庫ワイヤーメッシュ事業 実施延長

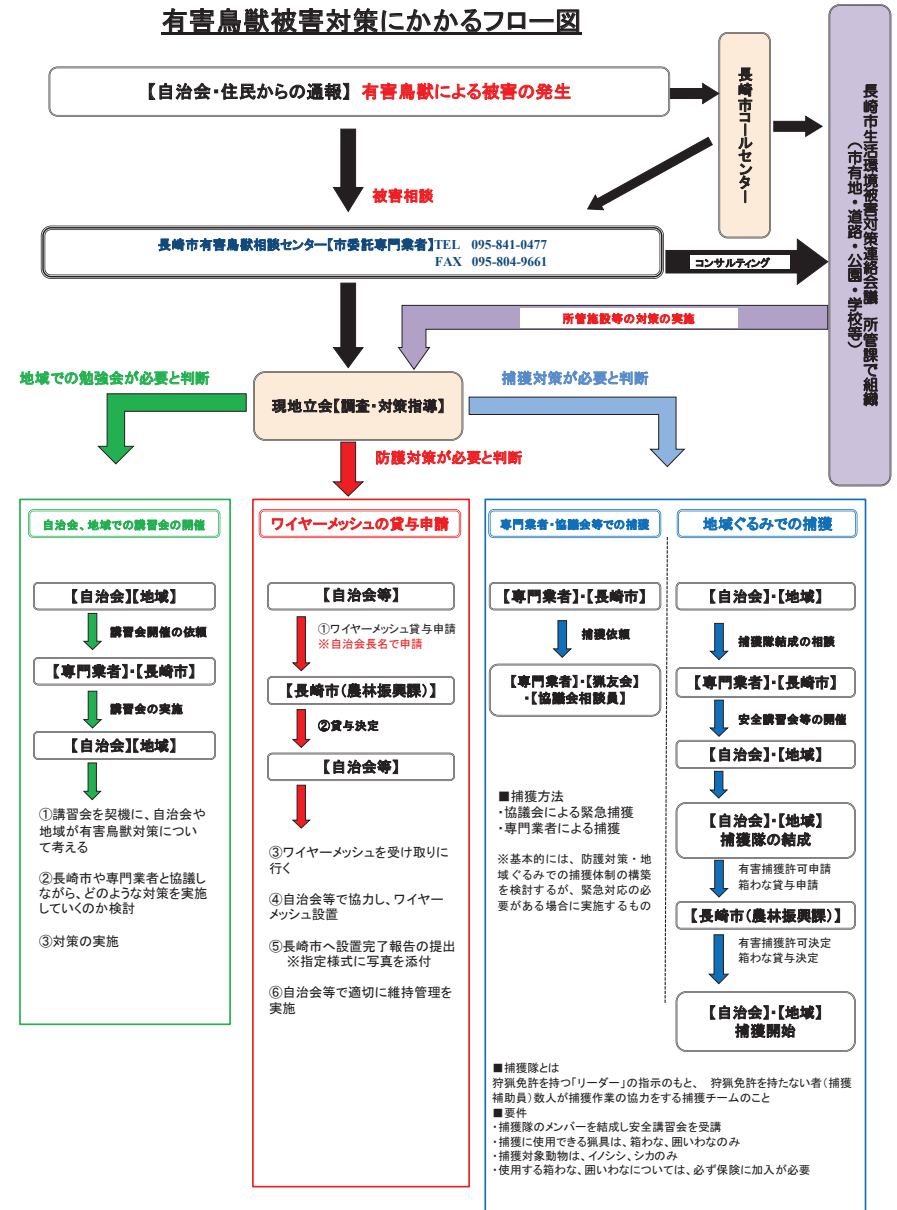
| | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | 計 | 単位:m |
|------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|
| 琴海 | 22,116 | 21,541 | 13,173 | 13,438 | 22,344 | 19,076 | 15,275 | 4,230 | 3,375 | 2,690 | 6,875 | 137,258 | R5計画 |
| 外海 | 7,925 | 7,577 | 5,463 | 0 | 7,456 | 2,522 | 6,309 | 3,579 | 843 | 970 | 2,768 | 42,644 | 0 |
| 式見三重 | 7,500 | 5,342 | 0 | 0 | 696 | 460 | 0 | 0 | 0 | 1,070 | 150 | 15,068 | 0 |
| 上浦福田 | 7,938 | 10,718 | 3,083 | 970 | 7,094 | 3,059 | 589 | 410 | 793 | 0 | 0 | 34,654 | 0 |
| 東長崎 | 6,023 | 10,418 | 5,809 | 13,173 | 25,027 | 20,703 | 20,861 | 5,694 | 14,269 | 3,773 | 16,705 | 125,750 | 2,950 |
| 茂木戸町 | 20,802 | 21,630 | 57,898 | 37,838 | 92,020 | 69,087 | 37,992 | 9,406 | 5,613 | 12,787 | 17,054 | 365,073 | 8,437 |
| 三和野母 | 7,500 | 14,789 | 5,049 | 1,329 | 22,122 | 3,881 | 21,118 | 3,178 | 11,014 | 6,659 | 4,566 | 96,639 | 0 |
| 長崎浦上 | 0 | 0 | 0 | 3,635 | 1,396 | 16,402 | 1,471 | 0 | 1,088 | 0 | 1,060 | 25,052 | 736 |
| 計 | 79,804 | 92,015 | 90,475 | 70,383 | 178,155 | 135,190 | 103,615 | 26,497 | 36,995 | 27,949 | 49,178 | 842,138 | 12,701 |

※平成26年度までは長崎市が事業主体で実施していたが、平成27年度からは事業採択のポイント（捕獲活動と一体的に整備など）を上げるため、長崎市有害鳥獣対策協議会で実施。



ワイヤーメッシュ柵の設置状況（式見・三重地区）

有害鳥獣被害対策にかかるフロー図



第2章 長崎市の主な農業振興制度

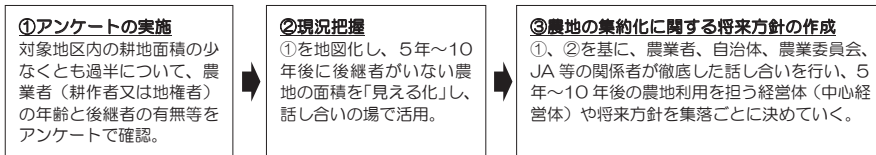
1 人・農地プラン（地域計画）

(1) 概要

長崎市においては、平成 24～25 年度に、今後の中心経営体、農地の利活用方針及び地域農業のあり方等を定めた「人・農地プラン」を 10 地区 24 集落において作成した。

令和元年 5 月に農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、「人・農地プラン」を核に、農地の利用集積・集約化を一体的に推進していく方針となり、人・農地プランを実質化するための具体的な進め方が示されたため、これに基づき、12 地区 26 集落で人・農地プランの実質化を行った。

人・農地プランの実質化のプロセス



(2) 実質化プランの作成状況



| 年度 | 集落数 | 対象集落 |
|----|------|--|
| R元 | 2集落 | 長浦・戸根・戸根原、大崎 |
| R2 | 15集落 | 茂木、北浦、田手原、太田尾・飯香浦、矢上・日見、戸石、古賀、三重、黒崎、神浦、形上・尾戸、村松・西海、蚊焼・布巻・藤田尾・為石、川原・宮崎、高浜・野母・脇岬・樺島、 |
| R3 | 9集落 | 宮摺、千々、式見、手熊・柿泊、旧市中央部、旧市北部、旧市南部、伊王島・香焼、高島 |

(3) 実質化プラン策定後の取組み

実質化プラン策定時に把握した対象農地について、所有者の意向把握を行いながら、将来的な経営農地（残すべき農地）をストックし、集落の実情に応じて、農地中間管理機構を通じた賃貸借、小規模（5ha未満）又は大規模（5ha以上）の基盤整備などにより、中心経営体などへ農地の集約化を行う。

(4) プラン策定区割とプランの概要



茶字…地区名(10地区)
黒字…集落名(26集落)

【参考】琴海地区の人・農地プラン（概要）

琴海地区 西海・村松・長浦・戸根・戸根原・形上・尾戸

人・農地プランの概要

地区の現状

- ◆形上・尾戸集落及び長浦・戸根・戸根原集落を中心に良好な営農環境が構築され、市内でも有数の農業が盛んな地区となっています。
- ◆地区内では、「水稲」のほか、「いちご」「アスパラガス」「ミニトマト」などを中心とした施設野菜、「柑橘類」「ハウスもも」「ぶどう」を中心とした果樹類など、多様な農産物が生産されています。
- ◆地区内には「市民農園」があり、都市部住民の農業への理解の促進や憩いの場として親しまれています。

地区の主要課題

- ◆農村環境の維持・保全
- ◆新たな担い手、経営体の育成・確保
- ◆営農環境の改善

地区の取組方針

- ◆地区内の連携強化を図り、農産物を安定して供給できる産地の育成に努めます。
- ◆将来を担う多様な経営体の育成・確保に向け取り組みを推進します。
- ◆多様な営農支援を積極的に推進し、農村環境の維持・保全に努めます。
- ◆意欲ある農業生産活動を積極的に支援し、地区内の農業振興に努めます。

人・農地プランの実質化

実質化に向けた課題

- ◆みかんや中級組、アスパラガスを中心に、多品目が栽培されており、主にJA系統の過売所への出荷が行われているが、生産者の高齢化が進んでおり、担い手不足が課題となっています。
- ◆新規就農希望者は増えているが、条件のいい農地が不足しています。

実質化の方針

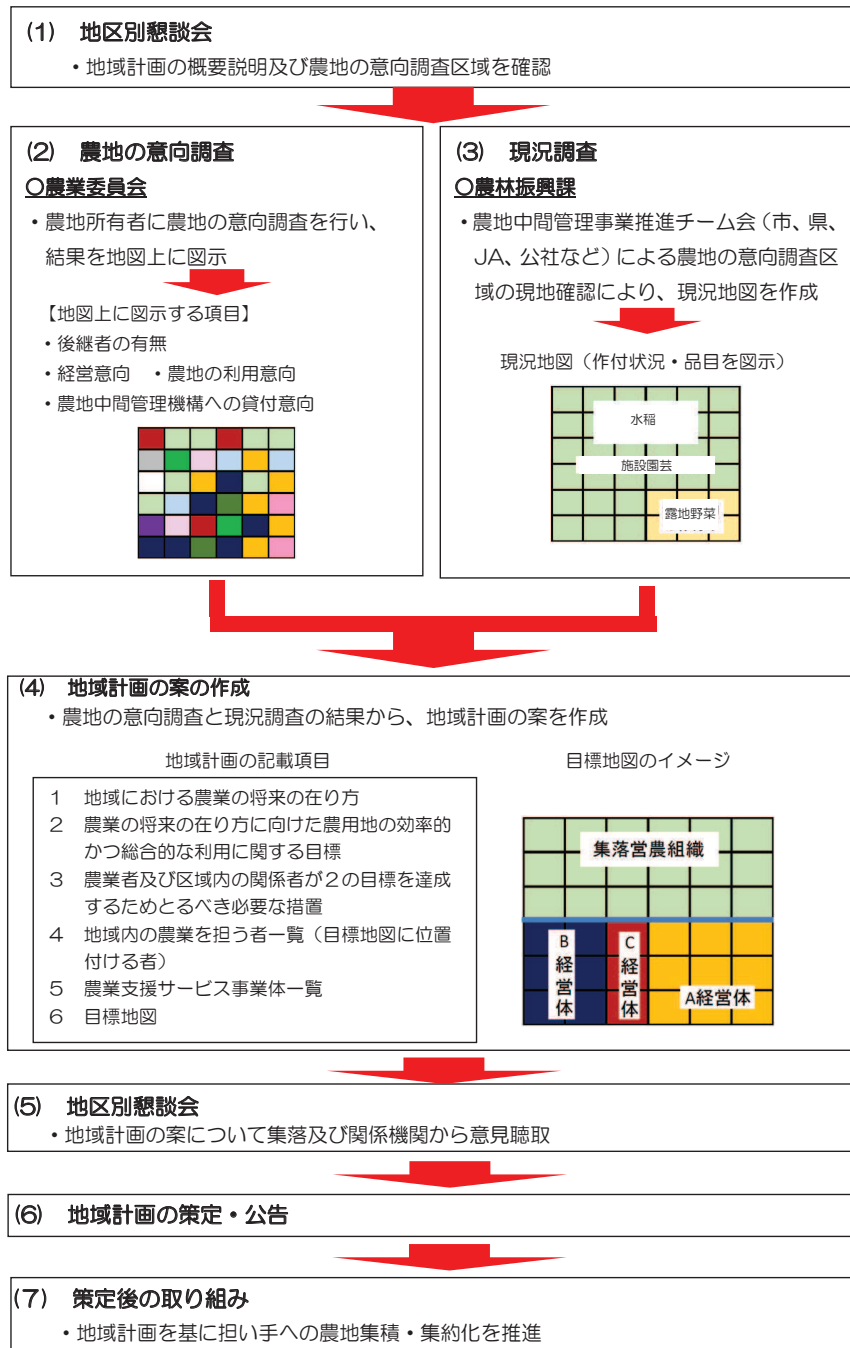
- ◆農地利用最適化アンケートをはじめ、認定農業者の農業経営改善計画や、認定新規就農者の青年等就農計画等により、新規参入や規模拡大の意向を把握します。
- ◆農地中間管理機構を活用し中心経営体への農地の集約を促すとともに、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応します。
- ◆基盤整備地区は、施設園芸及び水田畑地化の取組みを進めるとともに、樹園地においては、施設・露地栽培の安定生産を促し、小規模基盤整備を行いながら継続的な活用を図ります。また、グリーンツーリズム活動など、外部から人を呼び込む体制を整備することで、農地の利活用を推進します。

(5) 地域計画の策定

- ・「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」（令和5年4月施行）において、これまでの「人・農地プラン」を地域計画として法定化し、地域の農業者等の話し合いによる将来の農地利用の姿を目標地図として明確化し、担い手への農地の集積・集約化を推進することとしている。
- ・長崎市では令和5～6年度の2カ年で、人・農地プラン作成集落において、地域計画を策定予定。



(6) 地域計画の策定手順



2 農業振興地域制度

(1) 制度の概要

優良農地の確保のため、農地法による農地転用許可制度と併せ、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域制度が設けられている。

具体的には、都道府県知事が基本方針（農業振興地域整備基本方針）を策定するとともに農業振興地域を指定し、これに基づき市町村が整備計画（農業振興地域整備計画）を策定する。

市町村の整備計画においては、土地改良事業等生産基盤の整備や農業近代化施設の整備等の計画のほか、集团的農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良農地について農用地区域を定め、当該区域内においては原則として農地転用を禁止し、農業振興の基盤となるべき農用地等の確保を図っている。

農業振興地域とは： 農業の振興を計画的に進めていく地域です。

農業振興地域農用地区域とは： 優良な集团的農地を確保、保全し、農地の無秩序な開発行為を予防し（開発行為の制限）、耕作しやすい環境を確保するための区域です。農業関係国庫補助事業等は原則としてこの区域内を対象としています。

(2) 長崎市における農用地区域除外の取扱いについて

長崎市における農業振興地域農用地区域の除外については、次の要件を満たす必要がある。

【要件】

- 農地転用許可の見通しがあること。
- 除外ができる箇所は、すべて農業振興地域内の白地と一辺が必ず接していること。
- 農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当で、代替地がないこと。
- 認定農業者等に対する利用集積に支障がないこと。
- 農用地区域の集団化・農作業の効率化・総合的な利用上支障がないこと。
- 土地改良施設の有する機能に支障がないこと。
- 土地改良事業が行われていない又は事業完了後8年を経過していること。

※ 土地改良事業：農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の3に規定されている事業

(3) 農業振興地域、農用地区域の面積（令和4年度末）

農業振興地域 21,797ha（うち農用地区域 3,005ha）

3 中山間地域等直接支払制度

(1) 制度の仕組み

平地に比べて、条件が不利な中山間地域の農用地を耕作する農業者が農地や農道・水路の適切な管理の方針、農村集落の目指すべき農業生産体制や実現していくための活動などについて話し合い、「集落協定」として締結する。

「集落協定」に基づき、5年間継続して活動する農業者に対して、対象農地の面積に応じて直接支払交付金が交付される。

(2) 実施期間 令和2年度～令和7年度（第5期対策して5年間の実施）

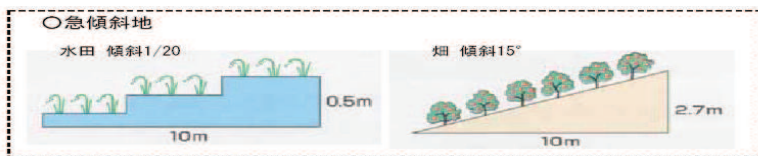
(3) 対象地域

特定農山村法、過疎法、半島振興法、離島振興法等の指定地域、法指定地域と同等の条件不利性を有する理由により県知事が指定する特認基準地域

※旧長崎市は特認基準地域、旧町は法指定地域に該当

(4) 対象農用地

以下の基準に該当する農振農用地区域内の1ha以上の一団の農用地



(5) 交付金の単価

急傾斜地 田 21,000円/10a、畑・果樹園 11,500円/10a

※活動内容によって、上記の8割単価や加算措置も選択可

(6) 対象となる行為

- ・5年間以上継続して行われる耕作放棄発生防止などの基礎的な活動
- ・共同で支え合う農業生産活動の「取り決め」(集落ぐるみ型)



定期的な共同活動 (農道周辺の草刈り)

学校教育と連携 (保育園児いも掘り体験)

(7) 取組実績 (令和4年度)

集落協定数 21 組織、参加農業者数 261 名、対象面積 106.8ha

4 多面的機能支払交付金 (旧: 農地・水保全管理支払交付金)

(1) 本対策の仕組み

○農地維持支払

農業者等で構成される組織が取り組む、水路の泥上げや農道の砂利補充等の地域資源の基礎的保全活動や農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能を支える共同活動を支援する。

○資源向上支払

農業者及びその他の者(地域住民、自治会など)で構成される組織が取り組む、水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成等の農村環境の良好な保全といった地域資源の質的向上を図る共同活動や、施設の長寿命化のための活動を支援する。

(2) 実施期間: 平成26年度～ (活動計画に基づく、5年間の活動継続が必須)

(3) 交付金の単価:

| | |
|---------------------|---------------------------|
| 農地維持支払 | 田 3,000円/10a、畑 2,000円/10a |
| 資源向上支払 (共同活動) | 田 2,400円/10a、畑 1,440円/10a |
| ※実施年数、内容により単価が変化する。 | |

(4) 事業実施主体: 集落活動組織

① 地域資源の基礎的保全活動



(5) 取組実績 (令和4年度)

取組組織数 11 活動組織、対象面積 393.4ha

5 認定農業者制度

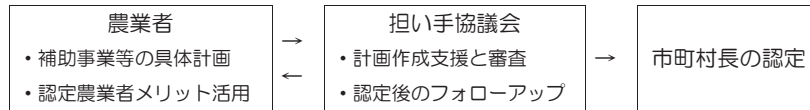
(1) 制度の仕組み

認定農業者制度は、農業者が作成する農業経営改善計画書（農業経営の5年後目標）の内容が、市町村が策定する農業経営基盤強化促進基本構想に照らして適当と認められた場合に、その計画の認定を行うとともに、計画の実現のために支援を行う制度。

(2) 認定を受けるには

認定を希望する農業者は、以下の内容を記載した農業経営改善計画書を作成し、市町村に提出して、その認定を受ける必要がある。

- ・農業所得と労働時間（現状と5年後目標）
- ・経営規模の拡大に関する目標（作付面積、生産量、飼養頭羽数等）
- ・生産方式の合理化の目標（施設や機械の導入、新技術の導入等）
- ・経営管理の合理化の目標（複式簿記記帳、青色申告等）
- ・農業従事の態様等の改善の目標（休日制、雇用の導入等）
- ・目標を達成するためにとるべき具体的措置（補助事業や融資制度の活用等）



地域の担い手協議会（構成員：JA、県、農業委員会、市町）が助言指導を行っています。

(3) 認定の基準

農業経営改善計画書の提出を受けた市町村が、その内容が以下の基準等に照らして審査を行い、適当と認められる場合に計画の認定を行う。

| | |
|-------------|-------------------|
| 主たる農業者の農業所得 | 400万円（経費を差し引いた利益） |
|-------------|-------------------|

(4) 認定農業者への主な支援策

融資制度（認定農業者資金）や補助事業（認定農業者複数の任意組織）等の活用により農業経営改善の目標達成に向けて支援される。



融資制度の活用例（自動車購入）



補助事業の活用例（ハウス建設）

(5) 認定農業者数（令和4年度末現在） 169経営体

6 新規就農者育成総合対策事業

(1) 趣旨

「農業次世代人材投資事業」の後継として令和4年度から新設された50歳未満の新規就農者に対する資金面や経営発展への支援を行う事業の活用により、次世代を担う農業者の育成・確保につなげるもの。

(2) 交付対象者

次の要件を満たす者

- ア 独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満で、農業経営者となることについて強い意欲を有している者であること。
- イ 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農を行っている者であること。
 - (ア) 農地の所有権又は利用権を自ら有しており、原則として自らの所有権又は親族以外からの賃貸が主であること。
 - (イ) 主要な農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていること。
 - (ウ) 生産物及び生産資材等を自らの名義で出荷・取引すること。
 - (エ) 自らの生産物等の売上及び経費の支出等の経営収支を自らの名義の通帳及び帳簿で管理すること。
 - (オ) 自らが農業経営に関する主宰権を有していること。
- ウ 農家子弟の場合は、新規参入者と同等のリスク（新たな作物の導入、経営の多角化等）を負うと認められること。
- エ 経営開始計画が次に掲げる基準に適合していること。
 - (ア) 農業経営を開始して5年後までに農産加工、直接販売、農家レストラン、農家民泊その他の農業生産に関連する事業を含む農業で生計が成り立つ計画であること。
 - (イ) 計画の達成が実現可能であると見込まれること。
- オ 実質化された人・農地プランに、中心経営体として位置づけられている又は、位置づけられることが確実と見込まれること。
- カ 生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。

(3) 経営開始資金

- ア 交付額 1,500千円/年 最長3年間
※前年の世帯所得が6,000千円を超えると交付停止

(4) 経営発展支援事業

- ア 対象事業 経営開始時の農業機械・施設等の導入などの支援
- イ 補助率 3/4
- ウ 補助上限額 3,750千円
- ※(4) 経営発展支援事業のみの場合は補助上限額7,500千円
- ※経営継承者については、(4) 経営発展支援事業のみ活用可能

(5) 交付実績（令和4年度）

- 経営開始資金 5人
- 経営発展支援事業 1人

7 農業次世代人材投資資金交付金事業

(1) 趣旨

農業従事者の高齢化が急速に進展する中、次世代を担う農業者の育成・確保に向けた取組みを総合的に講じていく必要があることから、平成 24 年度から国において創設されている制度であり、就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農初期段階の経営が不安定な青年就農者に対して、農業次世代人材投資資金を交付する。

(2) 交付額 経営開始1～3年目：1,500千円/年 4～5年目：1,200千円/年

※令和 2 年度新規採択者までは経営開始 1 年目は 1,500 千円/年、2 年目以降は、前年の農業所得が 1,000 千円を超えた場合は、3,500 千円より前年所得を除いた金額の5分の3となる。

(3) 交付期間 最長5年間

※前年の世帯所得が6,000千円を超えると交付停止

※令和 2 年度新規採択者までは前年所得が、3,500 千円を超えると交付停止

(4) 交付対象者 ※対象は令和3年度採択者まで

次の要件を満たす者

- ア 独立・自営就農時の年齢が、原則 50 歳未満で、農業経営者となることについて強い意欲を有している者であること。
- イ 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農を行っている者であること。
 - (ア) 農地の所有権又は利用権を自ら有しており、原則として自らの所有権又は親族以外からの賃貸が主であること。
 - (イ) 主要な農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていること。
 - (ウ) 生産物及び生産資材等を自らの名義で出荷・取引すること。
 - (エ) 自らの生産物等の売上及び経費の支出等の経営収支を自らの名義の通帳及び帳簿で管理すること。
 - (オ) 自らが農業経営に関する主宰権を有していること。
- ウ 農家子弟の場合は、新規参入者と同等のリスク（新たな作物の導入、経営の多角化等）を負うと認められること。
- エ 経営開始計画が次に掲げる基準に適合していること。
 - (ア) 農業経営を開始して5年後までに農産加工、直接販売、農家レストラン、農家民泊その他の農業生産に関連する事業を含む農業で生計が成り立つ計画であること。
 - (イ) 計画の達成が実現可能であると見込まれること。
- オ 実質化された人・農地プランに、中心経営体として位置づけられている又は、位置づけられることが確実と見込まれること。
- カ 生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。

(5) 交付実績（令和4年度） 13人

8 中高年新規就農者給付金事業

(1) 趣旨

農業従事者の高齢化や減少が進むなか、「6 新規就農者育成総合対策事業」、「7 農業次世代人材投資資金交付金事業」（国の支援制度）の対象とならない 50 歳以上の中高年層について、長崎市の重要な農業の担い手として育成・確保を図るため、経営が不安定な就農直後の経費の負担を軽減する、中高年新規就農者給付金を交付する。

(2) 給付額 1,200千円/年

※ 耕作放棄地を解消する者については、初年度に限り、50 千円/10a の上乗せ給付を行う。

(3) 給付期間 最長2年間

(4) 給付対象者

次の要件を満たす者

- ア 就農時の年齢が、50 歳以上 65 歳未満（中高年層）で、農業を新たに開始する者（親の農業経営を継承する者は、新たに 10a 以上の耕作放棄地を解消する者に限る）。
- イ 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農を行う者であること。
 - (ア) 農地の所有権又は利用権を自らが有していること（親族からの貸借農地が主である場合、給付期間中に所有権を移転することを確約すること）。
 - (イ) 主要な農業機械・施設を自らが所有し、又は借りていること。
 - (ウ) 生産物及び生産資材等を自らの名義で出荷・取引すること。
 - (エ) 自らの生産物等の売上及び経費の支出等の経営収支を、自らの名義の通帳及び帳簿で管理すること。
 - (オ) 自らが農業経営に関する主宰権を有していること。
 - (カ) 生計を一にする者が同種の給付金の支給を受けていないこと。
- ウ 青年等就農計画の認定を受けた者であること。
- エ 実質化された人・農地プランに中心経営体として位置づけられ、若しくは位置づけられることが確実と見込まれ、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること。
- オ 生活費の確保を目的とした国及び県、市の他の事業による給付等を受けていないこと。
- カ 経営継承・発展支援事業による補助金の交付金を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

(5) 交付実績（令和4年度） 4人

9 担い手農家支援特別対策事業

～認定農業者等が行う農業生産基盤整備などの事業に対する補助制度～

(1) 事業内容

農業者等が経営安定・発展を図るために実施する、生産規模の拡大、生産方式の改善及び効率的・省力的技術導入等の整備について支援を行い、持続可能な農業経営体の育成に資する。

(2) 事業主体

- ・農業者の組織する団体
(受益戸数が2戸以上で、認定農業者又は新規就農者を概ね3分の1以上含む団体)
- ・農業協同組合

(3) 対象事業

- ・品目ーびわ・みかん・いちご・アスパラガス・花き等
- ・事業ービニールハウス整備、既存ハウスの長期利用化対策、ハウス設備導入、品質向上資材導入などの事業

(4) 補助率

- ア 国及び長崎県の補助事業を活用する事業
国及び長崎県が規定する補助率の範囲内
- イ 国・長崎県の補助事業の要件に合わないもので市長が必要と認めたもの
対象経費の2分の1以内



ビニールハウス導入



ハウスの長寿命化

(5) 交付実績（令和4年度） 5件

10 農業新規参入促進事業

～農業参入時等の投資を軽減し、農業の新たな担い手を確保するための補助制度～

(1) 事業内容

農業に新規参入しようとする企業又は個人等に対し支援を行い、新たな担い手の育成及び遊休農地の解消等につなげる。

(2) 事業主体

- 実質化された人・農地プランの中心経営体として位置づけられ、又は位置付けられる見込みの者で、次のいずれかに該当するもの。
- ・農業に新規参入しようとする企業又は個人
 - ・その他、遊休農地等を活用して農業規模拡大により雇用の拡大を図ろうとする企業又は個人で、農業の担い手育成に資すると市長が認めるもの

(3) 対象事業

- ・生産基盤整備事業ーハウス・附帯設備等
- ・小規模土地基盤整備事業ー圃場への進入路、農地造成・改良、給排水施設、整地、客土などの事業

(4) 実施面積

- ・実施面積は、300㎡以上とする。

(5) 補助率

- ・長崎市の補助率・・・2分の1以内
ただし、1事業主体あたりの補助額上限4,000千円、下限200千円とし、事業期間中1回の利用に限る。



実施前



実施後

(6) 交付実績（令和4年度） 6件

11 有害鳥獣対策事業

【捕獲対策】

(1) 長崎市有害鳥獣対策協議会による捕獲の推進

ア 内容

長崎市有害鳥獣対策協議会は、有害鳥獣による農作物被害及び生活環境被害を減少させるため、猟友会、鳥獣保護員、JA、農業委員会、長崎市、県等の関係団体が相互の連携を密に有害鳥獣捕獲や被害防止対策を講じることを目的として設立。

イ 主な活動

- ・市内8地区に被害相談員を配置するとともに、捕獲隊員との連携により、被害相談等のうち特に緊急に捕獲等の対応が必要な場合に出勤する。
- ・平成28年度から、それまで実施してきた猟友会への捕獲業務委託を廃止し、協議会捕獲隊員による年間を通じた捕獲体制を強化し、捕獲計画に基づき、さらなる被害軽減に努めている。（現在282名）

(2) 地域ぐるみによる捕獲の推進

ア 内容

狩猟経験を有する免許所持者（リーダー）と免許を持たない被害農業者等（捕獲補助員）により捕獲チーム（捕獲隊）を編成して、箱わな、囲い罠による捕獲作業を行う取り組みを推進する。

イ 捕獲補助員ができる作業

① 次の作業は、リーダー（狩猟免許所持者）と一緒に作業ができる。

- ・わな設置作業
- ・捕獲、止め刺し処分作業
- ・わな撤去作業

② 次の作業は捕獲補助員が単独でも作業することができる。

管理、エサやり、見回り作業

ウ その他

保険加入費、捕獲用エサは捕獲隊の負担。

(3) 長崎市有害鳥獣対策協議会による支援制度等

① 箱わなの無償貸与

- ・捕獲隊が使用する箱わなを捕獲許可期間中に無償貸与する。
なお、貸与する数量は、捕獲許可の際に市が判断する。

② 捕獲報奨金

- ・市単独の報奨金制度により、イノシシ及びシカ1頭につき、5,000円を交付。
- ・国庫事業による捕獲報奨金は、7,000円を交付。
※ 交付を受けるためには、捕獲写真、個体の尻尾及び申請書類等が必要。

③ 網・わな猟免許取得助成金

農作物被害対策を目的として免許を取得しようとする者で講習会及び免許試験の両方を受けたものに対して、免許申請手数料利用及び狩猟免許講習会受講料等の経費の一部の助成。

※【参考】対象経費：免許申請手数料 証紙代5,200円、講習会受講 10,000円

【防護対策】

(1) 【国庫事業】鳥獣被害防止総合対策事業

ア 内容

- ・3戸以上の被害農業者（受益者）の団体に対して、ワイヤーメッシュ柵の材料支給し、受益者により直営で施工を行う事業。

イ 要件等

- ・農家3戸以上の団体であり、施工を受益農家共同で行うこと。
- ・施工に係る作業日誌、写真、その他の必要書類を必ず作成すること。
（国が示す直営施工マニュアルによる。）
- ・設置後の維持管理補修は受益者負担により継続して実施すること。（維持管理の義務）
- ・費用対効果が得られること。（申請時に被害額・状況を正しく申告すること。）

ウ 事業実施状況

① 要望と対応状況

- ・平成23年度から令和3年度までの要望(約870km)については、全て整備済

② 今後の計画

- ・令和5年度実施計画：約13km ※国の予算配分に基づく
- ・令和6年度以降の要望受付：令和5年11月に実施予定

(2) 長崎市等による貸与事業

ア 長崎市

① 内容

被害防止対策として、ワイヤーメッシュ柵及び電気柵器(本体)を貸与する。

対象者等

| 資材 | 対象者 | 期間 | 備考 |
|---------------------------------|--|-------------|---|
| 農作物被害対策ワイヤーメッシュ柵、支柱鉄筋、アンカー、結束線 | 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により、本市の住民基本台帳に記載されている者であり、かつ、農作物被害を受けている者。ただし、支柱鉄筋、アンカー及び結束線の貸与については、実質化された人・農地プラン(人・農地プランの具体的な進め方について(令和元年6月26日付け元経営第494号経営局通知)に中心経営体として位置付けられている者に限る。 | 設置目的が解消するまで | 貸与資材はWM柵のみ。関連資材(支柱、アンカー、結束線など)は自己負担。WM柵の貸与数量は、250mを上限とする。同一申請者は貸与対象年度において1回限りとする。 |
| 生活環境被害対策ワイヤーメッシュ柵、支柱鉄筋、アンカー、結束線 | 自治会を代表する者(自治会がない等の特別な理由がある場合は、同一地域内の3戸以上の任意団体を代表する者) | 設置目的が解消するまで | 貸与資材はWM柵及び関連資材一式。原則として市が示す設置マニュアルを順守し、設置すること。 |

| | | | |
|-------|---|-------------|---|
| 電気牧柵器 | 住民基本台帳法の規定により、本市の住民基本台帳に記載されている者であり、かつ、農作物被害を受けている者 | 設置目的が解消するまで | 貸与資材は電気牧柵器本体のみ。 関連資材（支柱、ガイシ、電気さく線など）は自己負担。 電気牧柵器の貸与数量は2器を上限とする。 同一申請者は貸与対象年度において1回限りとする。 |
|-------|---|-------------|---|

イ 長崎市有害鳥獣対策協議会

①内容

被害防止対策として、原則、捕獲隊に箱わなを貸与する。

対象者等

| 資材 | 対象者 | 期間 | 備考 |
|-----|-----------------|------------|-----------|
| 箱わな | 有害鳥獣捕獲許可証を有するもの | 有害鳥獣捕獲許可期間 | 個人捕獲許可を除く |

(3) ワイヤメッシュ柵等資材設置業務補助金

ア 内容

- ・自治会等において、ワイヤメッシュ柵を設置する労力負担軽減のため、設置費用を一部支援するもの。

イ 対象事業者

- ・ワイヤメッシュ柵の自力施工が困難な自治会等（生活環境被害相談があり自力施工が困難と判断した団体）

ウ 補助率

- ・2分の1

【棲み分け対策】

地域ぐるみによる棲み分け対策の推進

ア 内容

- ・地域ぐるみによる次の取り組みを推進している。
 - ①侵入防護柵（ワイヤメッシュ柵、電気牧柵器、ネット等）の設置箇所の点検、補修及び周辺の除草作業。
 - ②有害鳥獣の餌付けの原因となる収穫物残渣、選定枝等の圃場及び周辺への放置をしないこと。
 - ③有害鳥獣の生態や効果的な対策等の学習。

イ 取り組みへの支援

- ・長崎市が委託している専門業者により、要望があった地域に対してコンサルティングを実施している。

【その他】

専門業者による被害相談等への対応（有害鳥獣対策相談等業務委託）

ア 内容

- ・委託期間：令和3年度から令和5年度までの3年間
- ・受付窓口：有害鳥獣相談センター（電話 095-841-0477 あぐりの丘内）

イ 主な対応内容

- ・イノシシ、シカ、アナグマ等による農作物被害や生活環境被害等への相談対応（現地調査、被害防止指導等）
- ・地域ぐるみの有害鳥獣対策の勉強会へのコンサルティングの実施。
- ・捕獲技術向上のための講習の実施。
- ・捕獲隊への安全講習会の実施。

地域ぐるみの捕獲隊

～有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業（国制度）～

捕獲隊とは、狩猟免許を持つ「リーダー」のもと、狩猟免許を持たない人も捕獲を補助することができる制度です

【捕獲隊のメリット】

（農家などの地域住民）

○イノシシ対策の知識、理解が深まる

※狩猟免許がなくても自由にイノシシ捕獲ができる制度ではありません！

（狩猟者）

○作業の負担軽減（わなの設置、見回り、エサやり、捕獲個体の埋焼却処分）

○わな設置場所の土地所有者との調整がスムーズに

○狩猟、捕獲への住民の理解が深まる

【捕獲隊を結成するためには…】

○リーダー（狩猟免許を持つ捕獲経験者）を含む、捕獲隊メンバーを集める

○安全講習会を受講する（狩猟免許を持たない人は、1年に1回の受講が必要）

○捕獲隊のメンバーリストを作成し、有害鳥獣捕獲許可を受ける

【捕獲隊の捕獲許可は…】

○使用できる猟具：箱わな、囲いわな（保険加入が必要）

○捕獲の対象動物：イノシシ、シカ、アナグマ、タヌキ、アライグマ

【捕獲補助員ができる作業は…】

| 作業 | 判定 |
|--------------|----|
| ワナ設置 | △ |
| 管理（エサやりや見回り） | ○ |
| 捕獲（止め刺し処分） | △ |
| ワナ撤去 | △ |

○：捕獲補助員単独で作業可 △：リーダー（狩猟免許所持者）と作業

【長崎市のサポートは…】

○捕獲報奨金制度

○箱わなの無償貸与（数量限定）

○安全講習会の開催

○捕獲技術サポート 等

地域のみんでイノシシを捕まえよう！

イノシシの出没にご注意ください！！

現在イノシシの活動が活発な時期です。

イノシシに遭遇しても適切な対応で被害は防げますので、
落ち着いて行動しましょう。

イノシシってどんな動物？

- 頭が良く、優れた学習能力を持っている
- 鼻の力が強く、地面を掘り返すのが得意
- 足が非常に速く、動きも機敏
- 泳ぐことが出来る
- 高いジャンプが出来る
- 犬並みの嗅覚や、優れた聴覚を持っている
- 雑食性で何でも食べる
- 人を怖がるため夜間に活動する 경우가多いが、安全な場所では昼間でも活動する

もし、イノシシに出会ったら？

イノシシを刺激しない！

◎イノシシと出会ったときに、大声を出したり、物を投げたり、棒で追い立てたり、犬を近づけたりすると、イノシシが興奮して襲ってくる可能性があるため、あわてず、騒がず、イノシシを刺激しないで、ゆっくりとその場を離れてください。

◎子どものイノシシ（うり坊）を見かけても、かわいいから近づいたり、追いかけてたりしないようにしてください。近くに母イノシシがいます。

落ち着いて行動する！

◎万が一、イノシシが襲ってきても、決して反撃せず、建物や車に避難したり、高いところに移動する（木に登る）などして、安全を確保しましょう。また、イノシシの進路（通り道）はふさがなくてください。

エサを与えない！

◎イヌ・ネコ用のエサや、野菜くず・残飯などの生ごみを屋外に放置すると、イノシシのエサ場になってしまう可能性があるため、絶対に放置しないでください。

■お問い合わせ

イノシシなどの有害鳥獣による被害相談や
現地調査、被害防止方法に関するアドバイス
など

長崎市有害鳥獣相談センター

TEL095-841-0477

〔長崎市四村町 2671-31 あぐりの丘内〕

被害防護資材（ワイヤーメッシュ柵等）の
貸与や有害鳥獣のわな免許取得助成、捕獲
許可など

長崎市農林振興課

TEL095-820-6564

〔長崎市魚の町 4 番 1 号 14 階〕

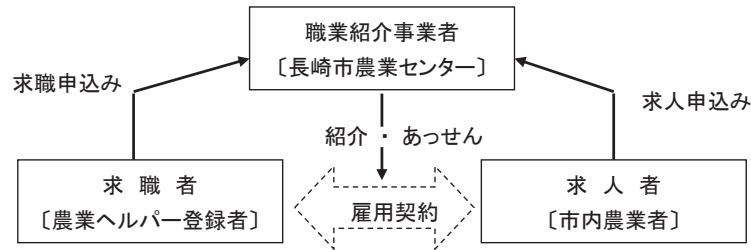
12 農業ヘルパー制度

(1) 制度の概要

長崎市農業センター（長崎市戸石町）では、農繁期に人材を必要とする長崎市内農業者の手助けを行う「農業ヘルパー」の育成のための農業ヘルパー研修会を開催している。

研修修了後は、職業安定法に基づく無料職業紹介業務により、すぐにも農業ヘルパーとして就業できる希望者を「求職者」として登録し、農業者の求人依頼に応じて条件に合った求職者を紹介している。

賃金・就業時間・日数等の雇用条件については、面接を行い、求人者と求職者の間で協議してもらい、双方の了解が得られれば、農業ヘルパーとして就業することになる。



(2) 研修修了生の農業ヘルパー登録状況 【令和5年3月31日現在】

| | |
|-------------|--------------|
| 農業ヘルパー研修修了生 | 現在の農業ヘルパー登録者 |
| 397名 | 129名 |

(3) これまでの農業ヘルパー活動実績（平成16年10月～）

職業紹介実績（過去5ヵ年） 【令和5年3月31日現在】

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 求人件数 (雇用農家) | 17件 (24戸) | 23件 (28戸) | 13件 (8戸) | 24件 (11戸) | 23件 (12戸) |
| 求職者数 (農業ヘルパー) | 23名 (延53名) | 25名 (延58名) | 16名 (延35名) | 17名 (延58名) | 16名 (延54名) |

(4) 主な就業実績（農作業）

| | |
|----|----------------|
| 野菜 | イチゴ定植準備、ショウガ収穫 |
| 花き | 菊の定植、芽摘み |
| 果樹 | ビワ収穫、ミカン収穫 など |

13 農業振興会制度

(1) 制度の概要

長崎市内の農林畜産業の健全な発展を目指し、会員の農業経営の安定向上及び青年農業者・女性農業者等の育成確保に努めるとともに、地域農業の振興を図るため『長崎市農業振興会』を組織し、次の事業を行う。

※令和4年3月31日現在の会員数 551人（49団体）
年会費 1,000円／1会員

(2) 農業団体の育成支援事業

会員団体の組織活動の拡充・事業展開の促進・農業経営の安定向上を図るため、自ら視察研修事業等を実施した者に対し、経費の一部を助成。

(3) 講習・研究会等の開催事業

農業経営の拡充・生産技術の向上を図るため、農産物直売所・観光農園等に関し、会員を対象とした視察研修会を開催。

※年1回（2月頃予定）

(4) 農業後継者・女性農業者育成事業

青年年農業者・女性農業者によって組織されたグループ等の組織活動の強化を促し、農業経営者としての資質向上を図るため、育成指導や助成をおこなう。

(5) 品評会・共進会の支援事業

各団体が実施した農林畜産物の品評会等に対し支援し、日ごろの成果をたたえ、なお一層の研鑽・意気高揚を促すため、「農業振興会長賞」を授与する。

(6) 試験研究等の活動支援事業

会員団体や関係機関が実施する基本的な試験研究・新規展開事業の実施検討などを目的とした研究活動に対し、指導支援を行うとともに経費の一部を助成。

(7) 啓発活動事業

会員活動等の紹介・身近な農業情報の提供・長崎市の事業概要等の周知を目的に、「振興会だより」を発行している。※例年1,000部3月頃発行

14 経営所得安定対策 ～「食」と「地域」の再生に向けて～

(1) 事業目的

販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、助成を行うことにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持するため平成 23 年度から本格的に実施されている。

なお、平成 22 年度に導入された「米の直接支払い交付金」は平成 30 年度から廃止された。

(2) 対象作物

WCS用稲・加工用米・飼料用米・米粉用米・麦・大豆・そば・なたね・地域振興作物等

(3) 経営所得安定対策交付金

【交付対象者】

水田において水稻以外の作物を作付けし販売した場合、その作付面積に応じて定額助成する。

ア 戦略作物助成

【交付対象作物・単価（全国一律）】

| 対象作物 | 交付単価 |
|-----------|---------------------------|
| 麦・大豆・飼料作物 | 3.5万円/10a |
| WCS用稲 | 8.0万円/10a |
| 加工用米 | 2.0万円/10a |
| 飼料用米・米粉用米 | 収量に応じ5.5万円/10a～10.5万円/10a |

イ 産地交付金

【交付対象作物・単価】

| 区 分 | 品 目 |
|-----------|---|
| 花 き ・ 花 木 | 花き、花木、種苗類(花苗・植木苗含む) 等 |
| 野 菜 | きゅうり、トマト、なす、ピーマン、かぼちゃ、いちご、すいか、メロン、キャベツ、はくさい、ほうれんそう、たまねぎ、ねぎ、レタス、大根、にんじん、さといも、生姜、枝豆、馬鈴薯、かんしょ、アスパラガス、かぶ、ごぼう、にんにく 等 |
| そ の 他 | そば、なたね、 等 |

産地交付金については、県より地域農業再生協議会に枠が配分され、地域農業再生協議会ごとに助成内容を設定し、地域の実情や戦略的に取り組む作物等について、総合的に判断し、交付単価を設定する。

【参考（R4 年度）】

●交付単価……①そば・なたね 20,000 円/10a

②その他野菜・花木等 14,000 円/10a

ただし、イチゴ・アスパラガス・トマト・花きについては
23,000 円/10a

●交付実績……145 件、対象面積 30.15ha

15 農業金融制度

(1) 長崎市農業活性化特別支援資金

| 資金種類 | 資金区分 | 貸付利率 | 償還期限 | 貸付限度額 |
|------------|----------|-------------|------------------------|-----------------------------|
| 認定農業者育成資金 | 運転資金 | 無利子 | 5 年以内 | 個人:5,000 千円 法人:10,000 千円 |
| 新規就農者育成資金 | 運転資金 | 無利子 | 5 年以内 | 個人:10,000 千円 |
| | 設備等資金 | 無利子 | 10 年以内 (据置 3 年以内含む) | |
| 特定作物等振興資金 | 運転資金 | 無利子又は年 1.0% | 5 年以内 | 個人:8,000 千円 法人:15,000 千円 |
| | 設備等資金 | 無利子又は年 1.0% | 7 年以内 (据置 2 年以内含む) | |
| 農地等取得・改良資金 | 購入又は改良資金 | 無利子又は年 1.0% | 10 年以内 (据置 3 年以内含む) | 個人:5,000 千円 法人:15,000 千円 |

◆認定農業者又は新規就農者が長崎市農業活性化特別支援資金を借り入れる場合は、貸付利率を無利子とする（資金種類は不問）。

◆長崎市が財政負担を行う補助事業の当該補助残にかかる融資は行わない。

(2) 農業近代化資金利子補給補助制度

ア 事業内容

農業者の経営の近代化に資するため、農協等の金融機関が貸し付ける施設資金等（国から県へ移管された資金で長崎県が利子補給を行う）に長崎市が単独の上乗せ利子補給を行い、農業者の利息負担の軽減を図る。

イ 利子補給率及び貸付利率

長崎市の利子補給率は、長崎県の利子補給率と同率以内とする。ただし、融資を受けた農業者が若年の農業後継者で、経営の自立や承継に必要な資金の場合は、全額の利子補給を行う。

| | 基準利率 | 長崎県利子補給率 | 通常貸付利率 | 長崎市利子補給率 | 末端貸付利率 |
|----------|-------|----------|--------|----------|--------|
| 農 業 者 | 1.95% | 1.25% | 0.70% | 0.00% | 0.70% |
| 若年の農業後継者 | | | | 0.70% | 無利子 |

※対象が新規就農者以外の場合においては、

- ・長崎市利子補給後の末端貸付利率が年 1.0%を下回らないよう調整する。
- ・長崎市の利子補給率の上限は、年 1.95%とする。
- ・利率は、令和 5 年 4 月現在のもので、貸付時期によって変動する。

16 グリーンツーリズム推進事業

～各ツーリズム団体が実施する事業や施設整備に対する支援制度～

(1) 事業概要

長崎市の農林水産業振興及び農山漁村地域の活性化を図るため、農山漁村地域において自然・歴史・文化・人々との交流を通じて、都市住民の心に豊かさややすらぎを提供する滞在型余暇活動「グリーンツーリズム」を実施する団体に対し、実施する事業に対する支援を行うもの。

(2) 事業主体

地域住民を主として構成されたグリーンツーリズムを提供する団体

【各地区のツーリズム団体 (令和4年3月31日現在)】

- ・ 外海地区 外海ツーリズム協議会
大中尾棚田保全組合
ステップUP池島研究会
- ・ 琴海地区 グリーンツーリズム長崎 あっと!さ@琴海
- ・ 野母崎地区 野母崎ツーリズム振興会
- ・ 高島地区 やったろうde高島
- ・ 伊王島地区 伊王島加工組合
- ・ 茂木地区 ちんじんよかBY茂木
- ・ 東長崎地区 笑顔でつなぐ～ツーリズムひがなが～

(3) 事業内容

- 各団体の事業活動に対する支援
(地域活性化に向けた各種イベント開催、体験受入れ、広報PR、研修事業など)
※子ども農山漁村交流体験による市内小中学校の受入れに対する支援
 - ・ 補助率 3分の2以内
- 加工交流施設整備に対する支援
(軽微な改修、調理台・調理器具・冷蔵庫等の購入整備など)
 - ・ 補助率 2分の1以内(補助金上限1,000千円)
- 農林漁業体験民宿施設整備に対する支援
(トイレ(合併浄化槽設置に係る費用を除く。)、浴室、洗面所、調理場の改修など)
 - ・ 補助率 2分の1以内(補助金上限1,000千円)

【体験受入れ風景】



2-49

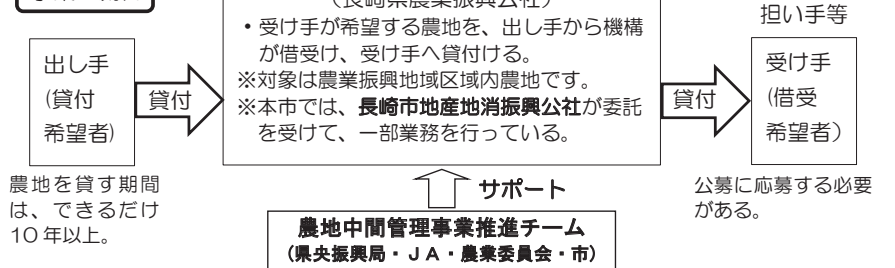
17 農地中間管理事業

(1) 事業目的及び趣旨

担い手の育成・確保、耕作放棄地の解消、集落営農など地域農業の振興を目的として、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、長崎県においては、長崎県農業振興公社を農地中間管理機構として指定し、長崎市では、その業務の一部を長崎市地産地消公社が委託を受け、事業を推進している。

(2) 事業概要

事業の流れ



(3) 農地出し手(貸付者)への支援策(機構集積協力金)

ア 地域集積協力金

- 対象地域： 実質化した人・農地プランの策定地域が対象
- 交付要件： 当年度の貸付面積の1割以上が新たな担い手に集積されること。
- 交付単価： ※機構の活用率(%)及び貸付面積に応じて算定
 - ・ 一般地域：20～40% 1.0万円/10a 41～70% 1.6万円/10a 71%以上 2.2万円/10a
 - ・ 中山間地域：4～15% 1.0万円/10a 15～30% 1.6万円/10a 30～50% 2.2万円/10a 50%以上 2.8万円/10a
- ※機構を通じた農作業委託も活用率や交付対象面積に含めることが可能だが、その農地の交付単価は1/2となる。また、協力金の交付は農地毎に一度まで。

イ 個々の出し手に対する支援

① 経営転換協力金※令和5年度まで

- 交付対象者
機構に農地を貸付けた次の者
 - ・ 経営転換する農業者
 - ・ リタイアする農業者
 - ・ 農業経営を行わない相続人
※農業委員会が遊休農地又は耕作放棄地と確認した農地の所有者を除く
- 交付要件
全農地を10年以上機構に貸付け。
- 交付単価： ※機構への貸付面積に応じて算定
1.5万円/10a
※1戸当たりの上限50万円

② 農地整備・集約協力金※令和5年度まで

- 交付対象者
 - ・ 農地耕作条件改善事業(簡易な基盤整備)に取り組む農業者
- 交付要件
 - ・ 対象農地が基盤整備済地区に内在又は隣接し、地域内で合計10ha(中山間：5ha)未満であること。
 - ・ 対象農地の全てが機構に15年以上貸付けられ、目標年度までに担い手に集積されること。
 - ・ 対象農地を含む地域において、実質化された人・農地プランが策定されていること。
- 交付率 農地集約率に応じて異なる。
5.0%～12.5%

(4) 集積面積(令和4年度) 約9ha

18 環境保全型農業直接支払交付金

(1) 本対策の仕組み

自然環境の保全に資する農業生産活動を普及推進するため、生産部会等が行う、有機質肥料の施用や化学肥料・化学合成農薬の低減等の環境保全に効果が高い取組に対し、環境保全型農業直接支払交付金を交付するもの。

(2) 実施期間：平成 30 年度～

(3) 交付金の単価：

- ・全国共通取組
(堆肥の施用、カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培、不耕起播種、
長期中干し、秋耕、有機農業) 800～12,000 円/10a
- ・地域特認取組
(IPM、敷草用半自然草地の育成管理) 8,000 円/10a

(4) 事業実施主体：農業者の組織する団体（生産部会等）、一定の条件を満たす農業者等

(5) 支援の対象となる農業者の要件

- ①主作物について販売することを目的に生産を行っていること。
- ②国際水準GAPを実施していること。

(6) 対象となる営農活動

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と組み合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動

必須
取組

化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する取組



選択取組(いずれか 1 取組)

・全国共通取組

カバークロップ

堆肥の施用

有機農業

・地域特認取組

IPMの取組

敷草用半自然草地の育成管理

(7) 取組実績（令和 4 年度） 取組団体数 1 団体、対象面積 284 a

【所 管 施 設 一 覧】

| | |
|-----------------|--------|
| ○市民農園 | ……2-52 |
| ○長崎市農業センター | ……2-53 |
| ○長崎市イノシシ等処理加工所 | ……2-53 |
| ○長崎市外海ふれあい農産加工所 | ……2-54 |
| ○長崎市道の駅夕陽が丘そとめ | ……2-54 |
| ○長崎市三和農水産物加工直売所 | ……2-55 |
| ○長崎市植木センター | ……2-55 |
| ○市管理農道 | ……2-56 |
| ○簡易農道 | ……2-56 |

| 市民農園 | |
|-------|---|
| 設置場所 | 長崎市平山町・三重町・高島町・琴海戸根原町 |
| 設置年月日 | 昭和52年4月1日（平山） 平成13年4月1日（三重） 昭和58年4月1日（高島） 平成17年4月1日（琴海） |
| 設置目的 | 耕作放棄地の有効利用を図り、都市住民の作付け、収穫の体験を通して、農業に対する理解を深める。 |
| 管理運営 | 長崎市 (管理業務委託) ・長崎市地産地消振興公社(平山) ・三重市民農園管理の会(三重) ・赤水地区管理組合(琴海) |
| 職員配置 | — |
| 施設概要 | <u>《平山》</u> 1 区画数 185区画 2 面積 11,927㎡ (1区画 約20㎡) 3 利用料 3,000円(年額) 4 附帯施設 (1)駐車場 (2)給排水設備 (3)簡易便所 <u>《高島》</u> 1 区画数 43区画 2 面積 4,176㎡ (1区画 約30㎡ *特別区画有) 3 利用料 200円(年額) 4 附帯施設 (1)給排水設備 |
| | <u>《三重》</u> 1 区画数 213区画 2 面積 11,107㎡ (1区画 約30㎡) 3 利用料 5,000円(年額) 4 附帯施設 (1)駐車場 (2)給排水設備 (3)簡易便所 <u>《琴海》</u> 1 区画数 75区画 2 面積 3,120㎡ (1区画 約30㎡) 3 利用料 5,000円(年額) 4 附帯施設 (1)駐車場 (2)給排水設備 (3)管理棟(便所) |

| 長崎市農業センター | 長崎市イノシシ等処理加工所 |
|-----------|--|
| 設置場所 | 長崎市戸石町34番地2 |
| 設置年月日 | 平成15年4月1日 |
| 設置目的 | 市内農業者の手助けを行う農業ヘルパーの育成のための研修等を行い、本市農業の活性化を図る。 有害鳥獣捕獲等により捕獲されたイノシシ等を活用して、食肉及び加工品を製造し、本市の特産品として販売することにより有害鳥獣捕獲の意欲向上と農業振興に寄与する。 |
| 管理運営 | 長崎市 (業務委託) 合同会社 ながさき夢ファーム |
| 利用定員等 | 市職員 2名 再任用職員 1名 会計年度任用職員 2名 |
| 施設概要 | 1 敷地面積 18,000㎡ 2 野菜栽培研修圃場 2,900㎡ うち ビニールハウス 500㎡ 露地 2,400㎡ 3 室内研修室 322㎡ 1 主な施設 鉄骨造平屋建 128.59㎡ 処理室 18.34㎡ スライスバック室 26.44㎡ 冷蔵庫 4基 冷凍庫 2基 |

| | 長崎市外海ふれあい農産加工所 | 長崎市の駅夕陽が丘そとめ |
|-------|---|--|
| 設置場所 | 長崎市神浦下大中尾町644番地 | 長崎市東出津町149番地2 |
| 設置年月日 | 平成15年10月1日 | 平成18年4月1日 |
| 設置目的 | 外海地区の加工グループが地域産物を利用した付加価値のある加工品を製造販売することで、所得の向上を図る。また、加工体験の受入れ及び生産流通を通じて消費者との交流を促進することで地域の活性化を図る。 | 地場産品にふれあう場及び地域の情報を提供し、もって地域の振興及び道路利用者の利便性の向上に資する。 |
| 管理運営 | (業務委託) 外海農産加工組合 | (指定管理者) そとめ「食」と「農」の架け橋 |
| 利用定員等 | — | 出荷会員数 187名 (R5.3.31) |
| 施設概要 | <p>1 敷地面積 566㎡</p> <p>2 主な施設</p> <p>鉄筋コンクリート平屋建 174㎡</p> <p>味噌加工室 40㎡</p> <p>製菓加工室 25㎡</p> <p>加工体験室 20㎡</p> | <p>1 敷地面積 6,712㎡</p> <p>2 主な施設</p> <p>鉄筋コンクリート造2階建</p> <p>484㎡</p> <p>物産販売所 207㎡</p> <p>レストラン 139㎡</p> <p>トイレ 34㎡</p> <p>事務室等 85㎡</p> <p>テイクアウト館(別棟) 19㎡</p> <p>駐車場 普通車77台 身障者用1台</p> <p>県整備分</p> <p>1 敷地面積 3,064㎡</p> <p>2 主な施設</p> <p>休憩所 56㎡</p> <p>トイレ 49㎡</p> <p>駐車場 バス4台 普通車26台 身障者用2台</p> |

| | 長崎市三和農水産物加工直売所 | 長崎市植木センター |
|-------|--|---|
| 設置場所 | 長崎市布巻町88番地1 | 長崎市松原町2624番地1 |
| 設置年月日 | 平成15年6月1日 | 平成16年5月1日 |
| 設置目的 | 地域内流通システム(地産地消)を構築するため、少量多品目の農水産物等の流通機会を造成することで、農水産物の振興と地域の活性化に資する。 | 市民に植木園芸に関する情報及び研修の場を提供し、もって植木園芸の振興に資する。 |
| 管理運営 | (業務委託) (一財)長崎市地産地消振興公社 | (指定管理者) 農事組合法人古賀植木園芸組合 |
| 利用定員等 | 出荷会員数 517名 (R5.3.31) | — |
| 施設概要 | <p>1 敷地面積 1,419㎡</p> <p>2 主な施設</p> <p>直売所</p> <p>木造平屋建 163㎡</p> <p>事務所 8㎡</p> <p>売場 137㎡</p> <p>調理室 7㎡</p> <p>トイレ 11㎡</p> <p>加工所</p> <p>木造平屋建 129㎡</p> <p>製造室 84㎡</p> <p>事務室 11㎡</p> <p>売場 34㎡</p> | <p>1 敷地面積 7,145㎡</p> <p>2 主な施設</p> <p>鉄骨造平屋建 280㎡</p> <p>展示ホール 40㎡</p> <p>研修室1 77㎡</p> <p>研修室2 55㎡</p> <p>見本庭園 80㎡</p> <p>多目的広場 5,720㎡</p> <p>※施設の利用は有料</p> |

| | 市管理農道 | 簡易農道 |
|-------|--|--|
| 設置場所 | 長崎市内一円 | |
| 設置年月日 | - | |
| 設置目的 | 市内の農業地帯は平地に乏しく、ほとんどの農地は山の斜面に形成されていることから、管理、運搬などの作業に多くの労力を要する。農業就業人口の減少、高齢化に対応し、効率的な生産と安定した経営を図るため、農道の整備を進めている。 | |
| 管理運営 | 長崎市 | |
| 職員配置 | - | |
| 施設概要 | <p>1 長崎市管理農道</p> <p>路線数 256路線</p> <p>延長 123,231m</p> <p>舗装延長 111,826m</p> <p>舗装率 91%</p> | <p>1 簡易農道</p> <p>路線数 517路線</p> <p>延長 112,582m</p> <p>舗装延長 100,855m</p> <p>舗装率 90%</p> <p>※ 簡易農道の採択基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延長 30m以上 ・幅員 2m以上 ・受益戸数 2戸以上 |